

東京 2020 オリンピック・パラリンピック 環境アセスメント指針

(実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編)

平成 28 (2016) 年6月

東京都環境局

はじめに

東京都は、国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）の立候補都市に対する要求に応じて、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に必要な全ての会場（競技会場、国際放送センター／メインプレスセンター（以下「IBC/MPC」という。）及び選手村をいう。以下同じ。）及びそれらを結ぶ交通輸送などのオリンピック・パラリンピック関連基盤について初期段階環境影響評価（以下「初期段階環境アセスメント」という。）を実施した。

この初期段階アセスメントについては、その結果の概要を2013年1月にIOCへ提出した立候補ファイルに記載するとともに、詳細な報告書を提出し、2013年3月に行われたIOC評価委員会の視察の際にその内容に関して説明を行った。

2013年9月に開催されたIOC総会にて、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決定したことから、今後は、立候補ファイルに記載したとおり、より詳細なアセスメントである実施段階環境影響評価（以下「実施段階環境アセスメント」という。）を実施することになる。

本指針は、実施段階環境アセスメント及びそのフォローアップ図書の作成について、基本的な考え方、手順等を示すものである。

目次

第1章 基本的考え方	P. 1
1 目的	P. 1
2 背景	P. 1
（1）環境アセスメントに関する主な IOC の要求	P. 1
（2）東京大会 EIA と法令等による環境アセスメント制度との関係	P. 1
（3）2020 年に向けて計画されている各施策と連動したアセスメントの実施	P. 2
第2章 計画の概要と実施段階環境アセスメントの対象	P. 3
1 対象とする会場・競技・全体計画	P. 3
（1）開催期間	P. 3
（2）競技会場数及び競技数	P. 3
2 アセスメントの対象	P. 3
（1）会場	P. 3
（2）競技	P. 3
（3）全体計画	P. 4
第3章 実施手順等	P. 5
1 東京大会 EIA 全体の流れ	P. 5
2 実施段階環境アセスメントの概要	P. 6
（1）基本的事項	P. 6
（2）実施段階環境アセスメントの手続	P. 7
（3）審査等	P. 9
3 実施段階環境アセスメント実施手順	P. 10
（1）環境影響要因の抽出	P. 10
（2）環境影響評価の項目の選定	P. 11
（3）調査の方法等の選定	P. 11
（4）調査計画書の作成	P. 11
（5）現況調査の実施	P. 12
（6）予測	P. 12
（7）ミティゲーションの検討	P. 13
（8）評価	P. 13
（9）評価書案の作成	P. 13
（10）意見見解書の作成	P. 14
（11）評価書の作成	P. 15
4 環境影響評価図書構成基準	P. 15
（1）調査計画書の構成基準	P. 15
（2）評価書案の構成基準	P. 16
（3）意見見解書の構成基準	P. 16
（4）評価書の構成基準	P. 17
第4章 調査、予測及び評価の手法	P. 18
1 環境項目	P. 19
（1）大気等	P. 19
（2）水質等	P. 22

(3) 土壌	P. 25
(4) 生物の生育・生息基盤	P. 28
(5) 水循環	P. 31
(6) 生物・生態系	P. 34
(7) 緑	P. 38
(8) 騒音・振動	P. 41
(9) 日影	P. 44
(10) 景観	P. 47
(11) 自然との触れ合い活動の場	P. 50
(12) 歩行者空間の快適性	P. 53
(13) 史跡・文化財	P. 56
(14) 水利用	P. 59
(15) 廃棄物	P. 62
(16) エコマテリアル	P. 65
(17) 温室効果ガス	P. 67
(18) エネルギー	P. 70
2 社会経済項目	P. 72
(1) 土地利用	P. 72
(2) 地域分断	P. 74
(3) 移転	P. 76
(4) スポーツ活動	P. 78
(5) 文化活動	P. 80
(6) ボランティア	P. 82
(7) コミュニティ	P. 84
(8) 環境への意識	P. 86
(9) 安全	P. 88
(10) 衛生	P. 91
(11) 消防・防災	P. 94
(12) 交通渋滞	P. 97
(13) 公共交通へのアクセシビリティ	P. 99
(14) 交通安全	P. 101
(15) 経済波及	P. 104
(16) 雇用	P. 106
(17) 事業採算性	P. 108
第5章 フォローアップ	P. 111
1 フォローアップとは	P. 111
2 対象	P. 111
3 フォローアップの概要	P. 111
(1) フォローアップ手続のポイント	P. 111
(2) フォローアップの流れ	P. 111
4 フォローアップの実施手順	P. 113
(1) フォローアップ計画の策定	P. 113
(2) フォローアップ計画書の作成	P. 113
(3) 調査の実施	P. 114
(4) 調査結果の検証	P. 114
(5) フォローアップ報告書の作成	P. 114

5	フォローアップ図書の作成手順	P. 115
(1)	フォローアップ計画書の構成基準	P. 115
(2)	フォローアップ報告書の構成基準	P. 115
【資料】	競技施設一覧	P. 117

第1章 基本的考え方

1 目的

東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント（以下「東京大会 EIA※」という。）は、IOC の要求に基づき実施するもので、東京都環境影響評価条例に準じて環境アセスメント制度のチェック機能を活用し、大会開催に伴う環境影響の回避・最小化・代償を行うとともに、大会を契機とした東京の持続可能性の向上に資することを目的とする。

本指針は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）開催に当たっての東京大会 EIA のうち、実施段階環境アセスメント及びフォローアップに関する基本的な考え方及び内容を示すものである。

※ EIA は *Environmental Impact Assessment* の略

2 背景

（1）環境アセスメントに関する主な IOC の要求

- 全ての会場及びそれらを結ぶ交通運輸などのオリンピック・パラリンピック関連基盤に関する環境アセスメントを実施すること。
- 地域のルールに準拠すること。
- 詳細な EIA を実施すること。

※ 出典：IOC スポーツと環境マニュアルほか

（2）東京大会 EIA と法令等による環境アセスメント制度との関係

—法令等による環境アセスメントを踏まえた包括的環境アセスメント—

東京では、大規模な開発事業や公共事業に対し、法令等により環境アセスメントの実施が求められている。

東京大会 EIA は、法や条例に基づく環境アセスメントが義務付けられていない事業を対象とする点で、自主的なアセスメントの性格を有するものである。本指針は、東京 2020 大会の実施にあたり、IOC の要求を満たすため、我が国の法律や都の条例による環境アセスメント制度を踏まえて、基本的な手続、評価項目の選定や対策効果の評価の方法等を新たに設計したものである。

【法令による環境アセスメント制度との関係】

アセスの分類	東京大会 EIA	条例の環境アセスメント制度	法の環境アセスメント制度
実施段階	実施段階アセスメント	事業アセスメント	事業アセスメント
根拠法令等	東京大会 EIA 指針	東京都環境影響評価条例、技術指針	環境影響評価法、主務省令
目的	東京 2020 大会の開催に伴う環境影響を事前にチェックすることで、環境影響の回避・最小化・代償など環境保全のため適正な配慮がなされることを期待するとともに、開催を契機とした東京の持続可能性の向上に資する。	環境影響評価及び事後調査の手続に関して必要事項を定めることにより、計画策定及び事業実施に際し、公害の防止、自然環境及び歴史的環境の保全、景観の保持等について適正な配慮がなされることを期す。	環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価手続等の事項を定め、環境影響評価の結果を環境保全のための措置等に反映させることにより、適当な配慮がされることを確保する。
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会場 ○ 競技 ○ 全体計画 	26 事業 法で定める 13 事業のほか、ダム、ガス製造所、石油パイプライン、工場、終末処理場、廃棄物処理施設、心頭、住宅団地、高層建築物、自動車駐車場、卸売市場、第二種特定工作物、鉱物採取	13 事業 道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、埋立、土地区画整理、新住宅市街地開発、工業団地造成、新都市基盤整備、流通業務団地造成事業、宅地の造成
手続	1. 調査計画書 2. 都民等意見 3. 評価委員会→環境局長意見 4. アセス実施・評価書案 5. 都民等意見 6. 評価委員会→環境局長意見 7. 評価書 ↓ フォローアップ調査	1. 調査計画書 2. 都民意見、区市町村意見（知事へ） 3. 審議会→都知事意見 4. アセス実施・評価書案 5. 都民の意見を聴く会 6. 審議会→都知事意見 7. 評価書 ↓ 事後調査	1. スクリーニング（二種事業） 2. 方法書作成 3. 国民意見、地元行政意見 4. アセス実施・準備書 5. 国民意見、地元行政意見 6. 評価書 7. 環境大臣意見→許認可権者意見 8. 評価書の補正 9. 環境保全措置 ↓ 事後調査
審査	東京都環境局長	東京都知事	許認可権者
審査会等専門的検討	東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会	東京都環境影響評価審議会	環境大臣意見
評価項目	○環境 18 項目 大気等、水質等、土壌、生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑、騒音・振動、日影、景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性、史跡・文化財、水利用、廃棄物、エコマテリアル、温室効果ガス、エネルギー ○社会・経済 17 項目 土地利用、地域分断、移転、スポーツ活動、文化活動、ボランティア、コミュニティ、環境への意識、安全、衛生、消防・防災、交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全、経済波及、雇用、事業採算性	17 項目 大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス	事業ごとに主務省令で定める 大気質、騒音、振動、悪臭、水質、底質、地下水、地形・地質、地盤、土壌、植物、動物、生態系、景観、触れ合い活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等

（3）2020 年に向けて計画されている各施策と連動したアセスメントの実施

平成 23（2011）年 12 月に策定された「2020 年の東京」には、2020 年東京大会の開催を目指す 2020 年の東京の姿とそれに向けた政策展開が記載されている。

このように東京都は「21 世紀の新しい都市モデル」の実現のため、さまざま分野で先進的な取組を計画しているが、東京大会 EIA においては、これらの取組を必要に応じて予測条件に設定することにより、これらの取組効果の検証を行うことができる。

よって、東京大会 EIA は、2020 年に向けて計画されている各施策の実現の一助となることから、東京の環境施策等の一層の推進に資するためのものとする。

第2章 計画の概要と実施段階環境アセスメントの対象

1 対象とする会場・競技・全体計画

実施段階環境アセスメントは、原則として「2020年東京オリンピック・パラリンピック立候補ファイル」に記載されている会場・競技・全体計画を対象とする。ただし、「2020年大会基本計画」策定などその後に計画が変更された場合においては、必要に応じて修正するものとする。

立候補ファイルに記載されている2020年東京大会の概要は、次のとおりである。

(1) 開催期間

大会	開催期間	備考
オリンピック競技大会	2020年7月24日(金)～8月9日(日)	開会式1日間、競技期間16日間
パラリンピック競技大会	2020年8月25日(火)～9月6日(日)	開会式1日間、競技期間12日間

(2) 競技会場数及び競技数(資料参照)

大会	競技会場数	競技数
オリンピック競技大会	34	28
パラリンピック競技大会	17	22

(平成28年6月現在)

2 アセスメントの対象

実施段階環境アセスメントの対象は、原則として全ての会場、競技及び全体計画とする。

なお、東京2020大会の全ての会場で、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)の対象となるものがある場合には、同法又は同条例に基づき環境影響評価手続を実施する必要がある。その際、本指針で定める実施段階環境アセスメント及びフォローアップにおいて対象になる場合には、本指針にものっとり、別途、手続を実施するものとする。

(1) 会場

東京2020大会は、既存会場を多く利用することにより、新たな会場建設に伴う環境負荷の低減を図ることとしており、個別会場に関する環境アセスメントは、新規会場だけでなく、既存会場も対象とする。

ただし、全体計画圏外の会場で、大規模な改修工事等がないもの、小規模施設を仮設するのみのもの、利用方法が現状と変わらない既存の会場などは、必要に応じて対象外にすることができる。

なお、会場には、競技会場の他に、IBC/MPC及び選手村を含む。

(2) 競技

東京2020大会における競技そのものは、改変行為ではないが、包括的な環境アセスメントを実施するため、競技に関しても環境アセスメントを実施する。

競技は、屋内又は屋外(陸域又は水域)及び敷地内又は敷地外で行われる。このうち、屋内で行われる競技及び屋外の敷地内で行われる競技の開催に伴う周辺環境への影響については、個別会場を対象とする予測等で対応が可能であることから、個別会場を対象とする予測等で対応することとし、ここでは、屋外の敷地外で実施

される競技（以下「屋外敷地外競技」という。）について対象とする。

なお、屋外敷地外競技、屋外敷地内の水域競技及びその他の必要な屋外競技については、競技開催に伴う周辺環境への影響に加え、必要な評価項目においては、競技に参加する選手（以下「アスリート」という。）への影響についても予測評価する。

（3）全体計画

東京 2020 大会の及ぼす影響を、全体計画で評価することも必要である。これにより、既存会場の有効な活用を評価するとともに、個別の会場及び競技では評価困難な広域的な視点（交通インフラ、廃棄物マネジメントなど）や、社会経済的な視点により評価することが可能となる。

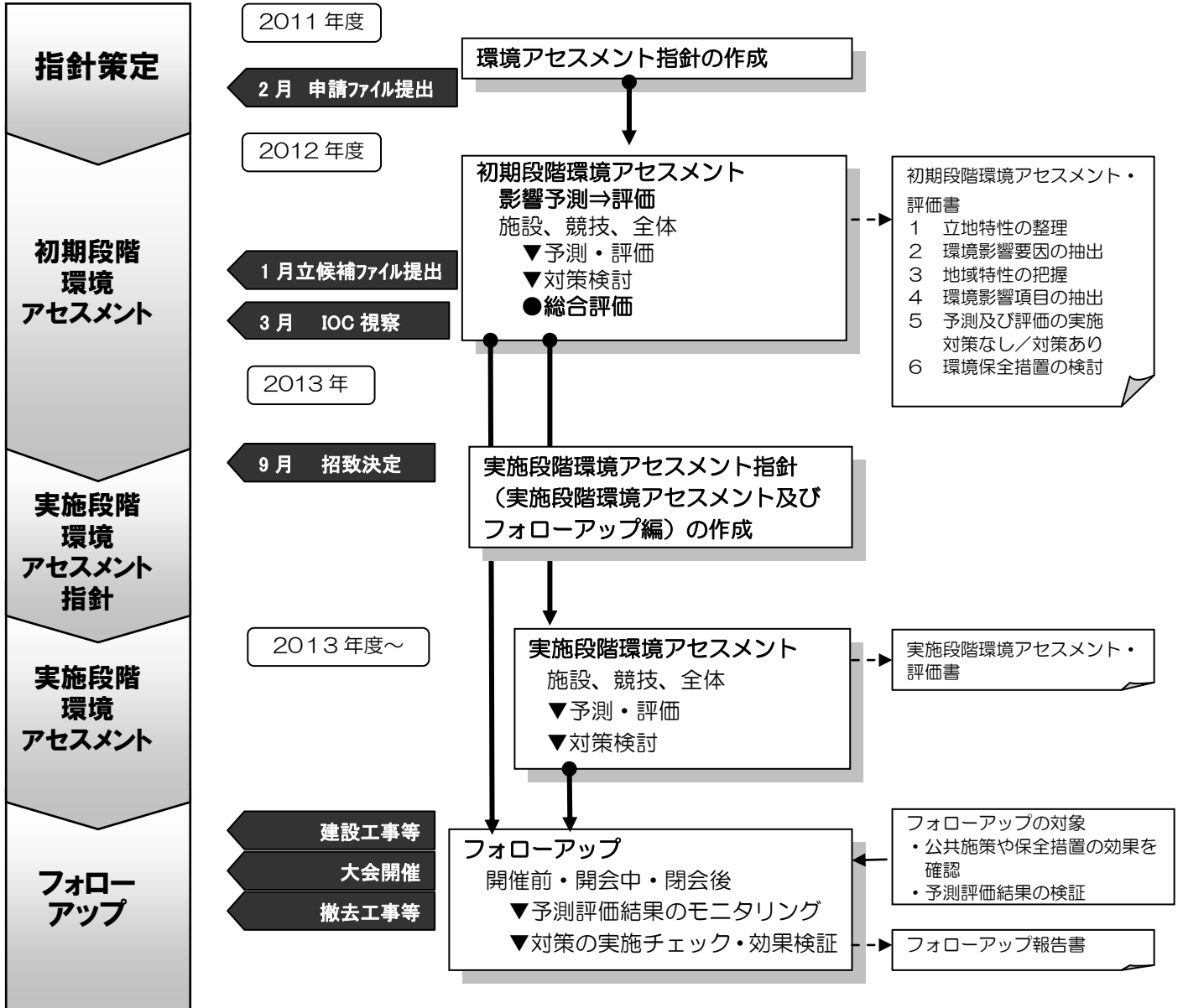
なお、全体計画とは、選手村から半径 8km 圏内の地域又は当該地域に係る特別区の区域（以下「全体計画圏」という。）における東京 2020 大会に係る計画を指す。

第3章 実施手順等

1 東京大会 EIA 全体の流れ

東京大会 EIA は、初期段階環境アセスメント指針の作成からフォローアップまで、次のような流れで実施される。

環境アセスメント実施フロー・段階ごとの内容



2 実施段階環境アセスメントの概要

(1) 基本的事項

① 実施者

東京2020大会の開催都市である東京都が、大会準備組織とともに実施することを基本とする。ただし、対象とする会場の整備主体等が東京都と異なる場合などにおいては、当該整備主体等と共同で実施することができる。

② 作成図書

実施段階環境アセスメントにおいて作成する図書（以下「実施段階アセス図書」という。）は、次の4種類とする。

- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案意見見解書（以下「意見見解書」という。）
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（以下「評価書」という。）

なお、実施段階環境アセスメントは、大会開催前、大会開催中及び大会開催後と長期にわたって実施するものであるとともに、対象となる会場数も多く、工期も違うことなどから、評価書案、見解書及び評価書については、会場、予測項目、予測時点等について、一部を抜粋して作成するなど、計画の熟度を考慮した上で、分割して予測評価することができることとする。

③ 環境及び社会経済への影響評価（以下「環境影響評価」という。）の項目

環境影響評価の項目は、次の表のとおりとする。なお、必要に応じてその他の項目についても追加することができる。

実施者は、環境影響評価等の実施に当たり、東京2020大会の会場等の種類・規模、大会開催に伴う環境及び社会経済への影響等を考慮して、環境影響評価の項目の中から予測・評価を行う項目（以下「予測・評価項目」という。）を選定するものとする。

大項目	中項目	小項目
環境項目	主要環境	大気等、水質等、土壌
	生態系	生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑
	生活環境	騒音・振動、日影
	アメニティ・文化	景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性、史跡・文化財
	資源・廃棄物	水利用、廃棄物、エコマテリアル
	温室効果ガス	温室効果ガス、エネルギー
社会・経済項目	土地利用	土地利用、地域分断、移転
	社会活動	スポーツ活動、文化活動
	参加・協働	ボランティア、コミュニティ、環境への意識
	安全・衛生・安心	安全、衛生、消防・防災
	交通	交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全
	経済	経済波及、雇用、事業採算性

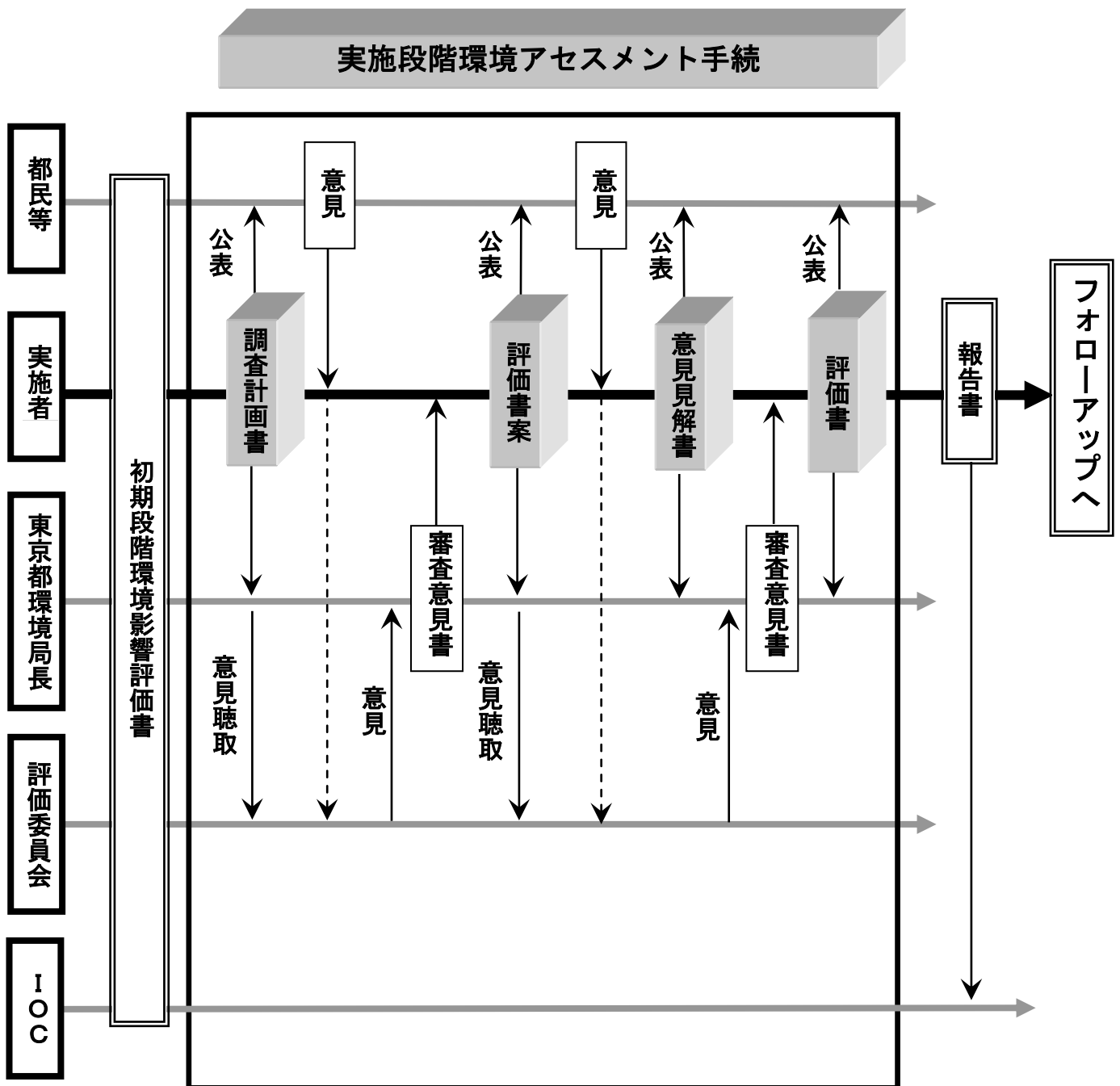
- ④ 環境影響評価の項目単位
環境影響評価は、小項目ごとに行うものとする。
- ⑤ 環境影響評価の対象とする行為
東京2020大会の会場等（会場、競技、会場周辺の道路、施設等をいう。以下同じ。）の種類・規模等を考慮して、大会の実施に伴い環境及び社会経済に影響（プラスの影響を含む。以下同じ。）を及ぼす可能性のある行為及び要因（以下「環境影響要因」という。※）を抽出する。
東京2020大会の実施に伴い想定される環境影響要因は、大会開催前、大会開催中及び大会開催後の影響の3つの区分で考えられ、それぞれについて、潜在マイナス影響及びプラス影響の可能性を考慮する必要がある。
- ※ 行為及び要因とは、大会開催前においては、掘削工事、建設機械の稼働、工事用車両の走行、建築物等の出現等を、大会開催中においては、発生集中交通、設備等の稼働、その他大会の運営等に伴う要因等を、大会開催後においては、解体工事、建設機械の稼働、工事用車両の走行、設備等の持続的稼働等を指す。
- ⑥ 環境影響評価を実施する地域
東京2020大会の会場事業計画地、競技実施地域及びその周辺又は全体計画圏全域を基本とし、予測・評価項目ごとに地域を設定する。なお、必要に応じて全体計画圏の外の地域も予測地域とすることができる。
- ⑦ 現況調査
現地調査については、予測評価を適正に行い得るよう十分に検討して調査地点、調査期間・頻度、調査方法等を設定し、可能な限り定量的に予測・評価する。
- ⑧ 予測
予測は、東京2020大会の会場等の種類・規模、地域の環境及び社会経済の現況、ミティゲーションの内容、予測の前提条件等について、影響を過少又は過大に評価することのないよう配慮した上で、小項目ごとに行うこととする。
また、会場周辺等に関連事業がある場合は、当該関連事業に伴う環境影響要因を加味した予測を実施することとする。
予測は、定量的に行うことを基本とするが、定量的な予測が困難な場合は、定性的に予測することもできるものとする。
- ⑨ ミティゲーション
東京2020大会の実施に当たり、環境及び社会経済へのマイナスの影響を回避・低減し最小限にとどめるための措置を講じるとともに、対策等を通じて、プラスの影響や効果が見込める措置を講じる。
- ⑩ 評価
東京2020大会による環境及び社会経済へのマイナス影響を回避・最小化・代償するだけでなく、東京2020大会を契機に東京の持続可能性の向上を目指すという目的から、当該大会によるプラス影響を踏まえて評価することとする。
- ⑪ その他
既に東京2020大会招致の成否にかかわらず建設が計画され、招致決定後に早急に着工する会場等については、予測可能な事項のみを予測・評価することとする。

また、会場等の変更による実施段階アセス図書のやり直しは行わず、次の段階の実施段階アセス図書又はフォローアップ図書への反映をもって変更とみなすことができる。

(2) 実施段階環境アセスメントの手続

実施段階環境アセスメントは、おおむね次のような手続で実施される。

また、手続の透明性、都民等への説明責任の観点から、実施段階アセス図書は、作成後実施者が公表するとともに、調査計画書及び評価書案については実施者が適切な期間を設定し、適切な方法により都民等からの意見を募ることとする。実施者は、環境局長の審査意見及び都民等の意見を勘案して、次の段階の実施段階アセス図書を作成するものとする。



(3) 審査等

実施段階環境アセスメントの審査は、学識経験者など専門家から構成される第三者機関による検討を経て、東京都環境局長（以下「環境局長」という。）が行う。

① 第三者機関としての評価委員会の設置

環境局長が「東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置する。評価委員会は、各評価項目を専門とする学識経験者で構成される。

② 評価委員会の役割

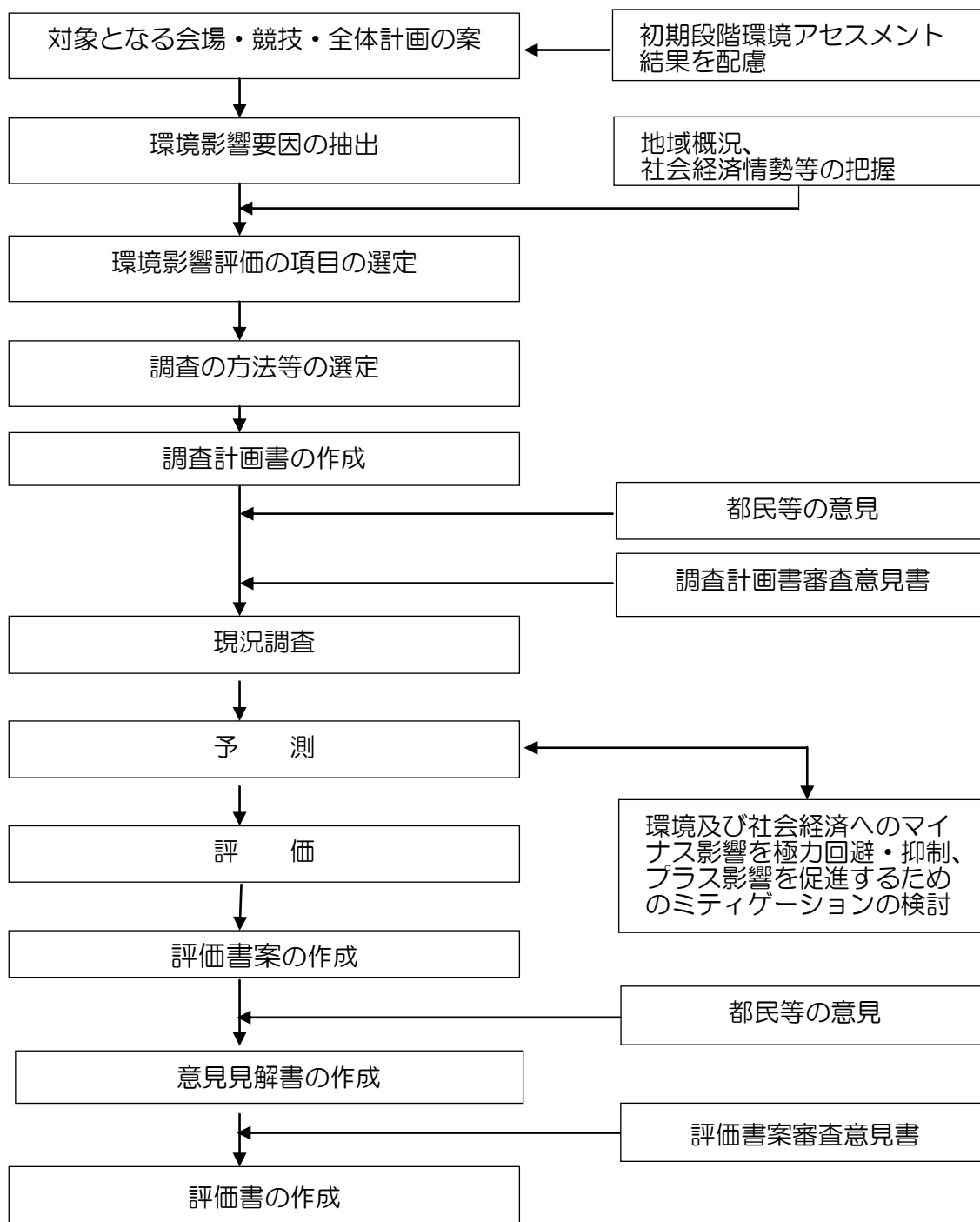
評価委員会は、実施者が作成した実施段階アセス図書等について専門的見地から客観的な検討を行い、環境局長に対し意見を具申する。

② 環境局長の役割

東京都環境局長は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針を作成するとともに、実施者が作成した実施段階アセス図書等について審査する。環境局長は、評価委員会の意見を踏まえ、審査意見書を作成するとともに、実施者にこれを送付する。

3 実施段階環境アセスメント実施手順

実施段階環境アセスメント実施に係る詳細な流れは、次のとおりである。



(1) 環境影響要因の抽出

適正な環境影響評価を行うために必要な環境影響要因の抽出を行う。

実施段階環境アセスメントにおいては、東京 2020 大会の会場等の種類・規模、施工計画、供用の計画等事業計画の内容及びその具体性の程度を勘案し、環境影響要因を、大会開催前（※）、大会開催中及び大会開催後に区分して抽出する。

また、プラス影響の可能性に係る環境影響要因の抽出については、生物多様性の向上やスポーツ振興への寄与等、新たに創出される環境影響要因について行う。

- ① 会場
各会場の環境影響要因の抽出に当たっては、隣接する会場の建設工事による複合的かつ累積的な影響も可能な限り考慮して行う。
- ② 競技
各競技の環境影響要因の抽出に当たっては、東京 2020 大会で行われる競技による影響に加え、アスリートへの影響を考慮して行う。
- ③ 全体計画
全体計画にあつては、大会計画案に基づき予定される東京 2020 大会の主な計画地となる選手村から半径 8km 圏内における複数の個別事業（会場ごとなど）の実施や大会の実施による広域的な影響を生じる可能性のある行為及び要因を基本に抽出する。

※ なお、大会開催前の解体工事に伴う環境影響要因については、可能な限り抽出することとするが、既にオリンピック以外の目的で建設が計画され、招致決定後に早急に着工（建設又は解体）する会場等については、それらの工事に伴う環境影響要因の抽出を省略することができる。

（2）環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目については、把握した地域概況、社会経済情勢等を十分に勘案して、（1）で抽出した環境影響要因と環境影響評価の項目との関連を整理し、東京2020大会の実施により環境及び社会経済に影響を及ぼす可能性のある環境影響評価の項目を予測・評価項目として選定するとともに、予測・評価項目の選定結果について、環境影響要因と関連付けて整理する。

なお、環境影響要因がない場合又は環境影響要因があるにもかかわらず選定しない場合においては、その選定しない理由を、根拠資料等を示し、具体的に明らかにする。

（3）調査の方法等の選定

調査の方法等については、予測・評価項目ごとに、次の手順で選定する。

- ① 調査事項
調査事項は、第4章の環境影響評価の項目ごとに定める調査事項を基本に、予測及び評価を行うために必要になると思われる調査事項を選定し、具体的な内容を定める。
- ② 調査地域及び調査方法
調査地域は、第4章の環境影響評価の項目ごとに定めるとおり、全会場、競技、全体計画等の予測評価対象を勘案し、東京 2020 大会の実施により環境及び社会経済に影響を及ぼす可能性があると思われ地域などとし、環境影響評価の類似事例や地域の概況、社会経済情勢などを参考にして設定する。また、調査方法の選定に当たっては、調査の実施によって、環境等に与えるマイナス影響が、可能な限り小さくなるよう配慮する。

（4）調査計画書の作成

調査の方法等を選定した後、それらの内容を記載した調査計画書を作成することとする。

調査計画書の作成に当たっては、特に留意すべき事項は、次のとおりである。

- ① 記述内容については、十分に検討し、各節にわたって一貫性のある内容となるよう配慮する。

- ② 記述に当たっては、できる限り簡潔かつ平易な文章で表現するとともに、写真、図、グラフ等を用いることにより、都民等が理解しやすい内容とする。
- ③ 学術的専門用語等を使用したときは必要に応じて注釈などを付す。
- ④ 調査地域、調査地点等については、その根拠を明らかにする。
- ⑤ 既存の資料の使用に当たっては、出典等を明示するとともに、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に抵触することのないよう注意する。
- ⑥ 希少生物などの生育・生息に関する情報は、必要に応じて場所等の特定ができないように配慮する。
- ⑦ 東京 2020 大会の内容の中では、大会開催前の建設工事及び大会開催後の撤去工事などの施工計画、大会開催後の後利用も含めた施設運営計画その他大会開催に係る計画等についても、調査計画書の作成段階における大会計画の内容の具体性の程度に応じて記述する。また、対象事業の実施に伴い発生する環境影響要因と、それが環境及び社会経済に及ぼす可能性のある影響について、環境影響評価の項目との関連を考慮しながら整理する。

なお、大会計画の策定の経過については、その概略を分かりやすく簡潔に記述する。
- ⑧ 環境及び社会経済面からみた地域の状況と課題及び国内等における社会経済情勢を具体的に記述するとともに、これらを踏まえ、環境影響要因と関連のある環境影響評価の項目に係る地域及び社会経済の状況を記述する。

(5) 現況調査の実施

現況調査を実施するに当たっては、調査計画書に寄せられた都民等の意見及び調査計画書審査意見書に記載された環境局長の意見を勘案するとともに、次のことに留意することとする。

- ① 既存資料調査
環境白書等の文献の調査結果等を用いて行う既存資料調査については、可能な限り最新のものを使用するよう努めることとする。

なお、経年変化等の調査結果が必要な場合には、必要に応じて最新のもの以外の文献等も使用すること。
- ② 現地調査
東京 2020 大会の会場等の計画地及びその周辺等において、環境及び社会経済の現況を把握する現地調査を行う場合は、実施段階環境アセスメントの実施者等が実施段階環境アセスメントにおいて新たに実施することを原則とする。

ただし、実施段階環境アセスメントの実施者が行った調査結果については、原則としてその調査が東京 2020 大会の全ての会場の計画地及びその周辺等において過去 5 年以内に実施され、かつ、調査時点から、調査地点周辺の状況が大きく変動していない場合においては、新たに実施した調査と併せて利用することができる。

また、規制基準の改定による新たな規制項目の追加の可能性が見込まれる場合等においては、当該項目の調査を検討することとする。

なお、調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、低減するため、可能な限り環境へのマイナス影響の少ない調査方法を選定することとする。

(6) 予測

予測については、予測・評価項目ごとに、次の手順で実施することとする。

- ① 予測事項

予測事項は、第4章の環境影響評価の項目ごとに定める予測事項を基本に選定し、具体的な内容を定める。

② 予測手法

予測手法については、第4章の環境影響評価の項目ごとに定める手法を基本に、全会場、競技、全体計画等の予測評価対象を勘案して選定し、具体的な内容を定める。

また、予測は、影響を過小又は過大に予測することのないよう予測の前提条件等について配慮した上で、できる限り定量的に実施することとする。ただし、予測に係る知見の不足等により定量的に予測することが困難な場合や一部の社会経済項目などで定量的に予測することが困難と思われる場合には、類似事例等を勘案して定性的に予測することも可能とする。

なお、ある程度の不確定な内容を含んでいる場合にあっては、予測に際しては、一定の条件を設定して行うものとする。

(7) ミティゲーションの検討

当該評価書案に係る対象事業の実施において、環境又は社会経済への著しいマイナス影響があると判断した場合には、環境又は社会経済へのマイナス影響を極力回避・抑制するためのミティゲーションの検討を行うとともに、プラスの影響を及ぼすことに寄与するミティゲーションについても検討を行う。

また、当該評価書案に係る対象事業の実施において、環境及び社会経済への著しいマイナス影響がないと判断した場合には、マイナス影響を回避・抑制するためのミティゲーションとともに、プラス影響を促進するためのミティゲーションの検討を行う。

(8) 評価

評価については、予測・評価項目ごとに、次の手順で実施することとする。

① 評価事項

評価事項は、第4章の環境影響評価の項目ごとに定める評価事項を基本に選定し、具体的な内容を定める。

② 評価手法

評価手法については、第4章の環境影響評価の項目ごとに定める手法を基本に、全会場、屋外競技、全体計画等の予測評価対象を勘案して選定し、具体的な内容を定める。

また、東京2020大会の実施による環境及び社会経済へのマイナス影響を回避・最小化・代償するだけでなく、東京2020大会を契機に東京の持続可能性の向上を目指すという目的から、当該大会によるプラス影響を踏まえて評価することとする。

なお、東京都環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないことや関係する法令等に定める規制基準等に適合することなどに配慮することとする。

(9) 評価書案の作成

予測評価の手法の選定及びミティゲーションの検討をした後、それらの内容を記載した評価書案を作成することとする。

評価書案の作成に当たって、特に留意すべき事項は、次のとおりである。

① 記述内容については、十分に検討し、各節にわたって一貫性のある内容となるよう配慮する。

- ② 記述に当たっては、できる限り簡潔かつ平易な文章で表現するとともに、写真、図、グラフ等を用いることにより、都民等が理解しやすい内容とする。
- ③ 学術的専門用語等を使用したときは必要に応じて注釈などを付す。
- ④ 調査地域、調査地点、予測方法、予測条件及び予測に用いた係数、数値等については、その根拠を明らかにする。
- ⑤ 既存の資料の使用に当たっては、出典等を明示するとともに、著作権法に抵触することのないよう注意する。
- ⑥ 希少生物などの生育・生息に関する情報は、必要に応じて場所等の特定ができないように配慮する。
- ⑦ 東京 2020 大会の内容の中では、大会開催前の建設工事及び大会開催後の撤去工事などの施工計画、大会開催後の後利用も含めた施設運営計画及びその他大会開催に係る計画等についても、評価書案の作成段階における大会計画の内容の具体性の程度に応じて記述する。また、対象事業の実施に伴い発生する環境影響要因と、それが環境及び社会経済に及ぼす可能性のある影響について、(1) 基本的事項の③に記載した項目との関連を考慮しながら整理する。
 なお、大会計画の策定の経過については、その概略を分かりやすく簡潔に記述する。
- ⑧ 環境及び社会経済面からみた地域の状況及び課題並びに国内等における社会経済情勢を具体的に記述するとともに、これらを踏まえ、環境影響要因と関連のある環境影響評価の項目に係る地域及び社会経済の状況を記述する。
- ⑨ 東京 2020 大会の会場の規模や構造や大会運営計画など、本評価書案の対象に関連する内容については、可能なかぎり詳細に記述する。
- ⑩ 施工計画は、工種及び工事工程を記述するとともに、工事の規模、範囲、建設機械の種類及び使用台数、工事用車両の種類、使用台数及び走行経路等、工事に伴い発生する環境影響要因に関連する内容をできる限り定量的に記述する。
- ⑪ 会場等の運営計画は、計画交通量、発生集中交通量、排出ガス・排出水の性状及び量等、環境及び社会経済に影響する内容をできる限り定量的に記述する。
- ⑫ 評価書案の対象に係る事項において、調査計画書で選定した予測・評価項目等に変更が生じた場合においては、変更した理由を記述する。
- ⑬ 現地調査を行った場合は、調査結果のほかに、調査日時や気象等の調査条件を記述する。
- ⑭ 予測については、予測結果のほかに、予測条件等予測結果を導く上での予測式、予測に際しての補正值、排出係数など基本的事項も記述する。
- ⑮ 予測条件にミティゲーションを含めた場合には、その具体的な内容及び当該措置を講じるに至った経過を記述する。なお、予測条件に含めなかったものについても、その旨を明記した上で、その具体的な内容を記述する。
- ⑯ 評価については、予測結果と評価の指標との関連が分かりやすいように記述する。

(10) 意見見解書の作成

評価書案について都民等の意見を受け取った後は、その意見及びその意見に対する実施段階環境アセスメント実施者の見解等を記載した意見見解書を作成することとする。

意見見解書の作成に当たって、特に留意すべき事項は、次のとおりである。

- ① 意見に対する見解については、十分に検討し、意見に対応する内容となるよう配慮する。
- ② 見解の記述に当たっては、できる限り簡潔かつ平易な文章で表現し、都民等が理解しやすい内容とする。
- ③ 内容が類似している複数意見や長文の意見については、必要に応じてその内容を簡潔にまとめて記載することとする。
- ④ 寄せられた意見に個人情報が含まれている場合には、意見の内容の主旨に変更が生じないように配慮した上で、適宜、個人情報を削除することとする。

(1 1) 評価書の作成

評価書の作成に当たり、留意すべき事項は、評価書案の作成に準拠する。

なお、評価書案審査意見書の内容に十分に留意して作成すること。

4 環境影響評価図書の構成基準

次に掲げる実施段階アセス図書については、それぞれの構成基準に従って作成する。

(1) 調査計画書の構成基準

次に掲げる事項について、次に掲げる順序に従い記載すること。

ア 東京2020大会の正式名称

イ 東京2020大会の目的

ウ 東京2020大会の概要

エ 東京2020大会個別計画（会場ごと、競技ごと、全体計画など）の内容

オ 東京2020大会計画の策定に至った経過

カ 地域の概況及び社会経済情勢

東京2020大会の会場等の事業計画地及びその周辺地域の概況並びに社会経済情勢について、次に掲げる事項を記述すること。

① 一般項目（人口、産業その他の地域に関する事項）

② 環境項目（大気汚染、騒音・振動その他の環境に関する事項）

③ 社会経済項目（文化・スポーツ、景気その他の社会経済に関する事項）

キ 環境影響評価の項目（会場ごと、競技ごと及び全体計画）

① 選定した項目及びその理由

② 選定しなかった項目及びその理由

ク 調査等の手法

会場ごと、競技ごと及び全体計画について、選定した環境影響評価の項目ごとに、次の事項について記述すること。

① 調査等の概要

② 調査事項

③ 調査方法

ケ 実施段階環境アセスメント手続の実施者

コ 調査計画書を作成した者の氏名及び住所並びに調査計画書の作成の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所（いずれも法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 評価書案の構成基準

次に掲げる事項について、次に掲げる順序に従い記載すること。

- ア 東京2020大会の正式名称
- イ 東京2020大会の目的
- ウ 東京2020大会の概要
- エ 評価書案の対象の内容の概略
- オ 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論
- カ 評価書案の対象に係る調査計画書の修正の経過及びその内容の概要
- キ 評価書案の対象の目的及び内容
 - ① 目的
 - ② 内容
 - ③ 評価書案の対象の策定に至った経過
- ク 環境影響評価の項目
- ケ 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価
次に掲げる事項について、環境影響評価の項目ごとに記述すること。
 - ① 現況調査
 - ② 予測
 - ③ ミティゲーション
 - ④ 評価
- コ 評価書案対象事項に係る調査計画書の修正の経過及びその内容
 - ① 修正の経過
 - ② 調査計画書審査意見書に記載された環境局長の意見
 - ③ 調査計画書に対する都民等の意見
- サ 実施段階環境アセスメント手続の実施者
- シ その他
 - ① 東京2020大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業についての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過
 - ② 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所（いずれも法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 意見見解書の構成基準

次に掲げる事項について、次に掲げる順序に従い記載すること。

- ア 東京2020大会の正式名称
- イ 東京2020大会の目的
- ウ 東京2020大会の概要
- エ 評価書案の対象の内容の概略
- オ 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要
- カ 実施段階環境アセスメント手続の実施者
- キ その他
 - ① 東京2020大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業についての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過
 - ② 意見見解書を作成した者の氏名及び住所並びに意見見解書の作成の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所（いずれも法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(4) 評価書の構成基準

次に掲げる事項について、次に掲げる順序に従い記載すること。

ア 東京2020大会の正式名称

イ 東京2020大会の目的

ウ 東京2020大会の概要

エ 評価書の対象の内容の概略

オ 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

カ 評価書の対象に係る実施段階環境アセスメントの経過

キ 評価書の対象の目的及び内容

① 目的

② 内容

③ 評価書の対象の策定に至った経過

ク 環境影響評価の項目

ケ 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価

次に掲げる事項について、環境影響評価の項目ごとに記述すること。

① 現況調査

② 予測

③ ミティゲーション

④ 評価

コ 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

① 修正の経過

② 評価書案審査意見書に記載された東京都環境局長の意見

③ 意見見解書に記載された意見及び見解

サ 評価書対象事項に係る調査計画書の修正の経過及びその内容

① 修正の経過

② 調査計画書審査意見書に記載された東京都環境局長の意見

③ 調査計画書に対する都民等の意見

シ 実施段階環境アセスメント手続の実施者

ス その他

① 東京2020大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業についての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過

② 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所（いずれも法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第4章 調査、予測及び評価の手法

項目ごとの調査、予測及び評価の手法は本章の通りとする。

なお、次にない項目を予測・評価項目として選定する必要がある場合には、東京都環境影響評価技術指針（平成25年12月25日東京都告示第1729号）等を参考にするとともに本指針に準じて行う。

1 環境項目

- (1) 大気等
- (2) 水質等
- (3) 土壌
- (4) 生物の生育・生息基盤
- (5) 水循環
- (6) 生物・生態系
- (7) 緑
- (8) 騒音・振動
- (9) 日影
- (10) 景観
- (11) 自然との触れ合い活動の場
- (12) 歩行者空間の快適性
- (13) 史跡・文化財
- (14) 水利用
- (15) 廃棄物
- (16) エコマテリアル
- (17) 温室効果ガス
- (18) エネルギー

2 社会経済項目

- (1) 土地利用
- (2) 地域分断
- (3) 移転
- (4) スポーツ活動
- (5) 文化活動
- (6) ボランティア
- (7) コミュニティ
- (8) 環境への意識
- (9) 安全
- (10) 衛生
- (11) 消防・防災
- (12) 交通渋滞
- (13) 公共交通へのアクセシビリティ
- (14) 交通安全
- (15) 経済波及
- (16) 雇用
- (17) 事業採算性

1 環境項目

(1) 大気等

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴う建設工事、施設運営等による大気等への影響の程度及び範囲並びに屋外競技におけるアスリートへの大気等の影響の程度を対象とする。

なお、大気等には大気空間を含む。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場等の種類及び規模並びに地域の概況等を勘案し、大会の実施に伴う大気等への影響の程度及び範囲、屋外競技におけるアスリートへの大気等の影響の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 大気等の状況

二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）、オゾン又は光化学オキシダント、ダイオキシン類及び空間放射線量等について、国際的な視点も考慮して調査する。

イ 気象の状況

風向、風速、大気安定度等の気象の状況を調査する。

ウ 地形及び地物の状況

大気質の移流・拡散に影響を及ぼすおそれのある地形及び地物の状況を調査する。

エ 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況その他の土地利用の状況を調査する。

オ 発生源の状況

工場、事業所等の主要な汚染発生源の分布及び汚染の発生の状況を調査する。

なお、空間放射線量については土壌及び水質（底質を含む。）等の放射性物質の状況も調査する。

カ 自動車交通量等の状況

自動車交通量、車種構成、道路構造等（以下「自動車交通量等」という。）の状況を調査する。

キ 大気等に関する法令等の基準

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、国際放射線防護委員会の放射線防護に関する勧告等の関係法令等の基準（国際的な基準を含む。）を調査する。

ク その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、東京 2020 大会の会場事業計画地及び屋外敷地外競技実施地域並びにその周辺を中心に、全体計画圏内及びその周辺地域とし、関係車両等の走行ルート等を勘案して設定する。

(3) 調査方法

ア 大気等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

なお、現地調査については、東京 2020 大会が開催されている時期及び時間帯を含めて実施する。

イ 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
なお、現地調査については、東京 2020 大会が開催されている時期及び時間帯を含めて実施する。

ウ 地形及び地物の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

カ 自動車交通量等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

キ 大気等に関する法令等の基準

大気汚染防止法、国際放射線防護委員会の放射線防護に関する勧告等の関係法令等の基準（国際的な基準を含む。）を整理する方法による。

ク その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施に伴う大気等の状況（濃度、状態、汚染物質排出量等）の変化の程度及びアスリートへの影響の程度とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う工事等で大気等の状況に変化が生じると思われる時点又は期間及びアスリートへの影響として開催期間中とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、東京 2020 大会の会場事業計画地、屋外敷地外競技の実施地域及びその周辺並びに全体計画圏全域とする。

なお、必要に応じて全体計画圏外地域も予測地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場等の種類及び規模並びに地形、地物等の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、会場ごと、屋外競技ごと及び全体計画圏全域について行う。

ア 理論計算式による方法

イ 模型実験による方法

ウ 野外拡散実験による方法

エ 施工計画等から推定する方法

オ 統計的に推定する方法

カ 類似事例の参照による方法

キ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴う大気等の状況の悪化を可能な限り回避・低減し、又は大気等の状況を改善するための措置及びアスリートへの影響の程度を最小化するための措置について検討を行う。

5 評価

- (1) 評価事項
評価事項は、予測した事項とする。
- (2) 評価の指標
評価の指標は、次に掲げるものとする。
 - ア 予測事項に係る環境基準（二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）等に規定された基準）
 - イ 空気質指数
 - ウ 国際放射線防護委員会の空間放射線量の勧告値
 - エ その他の関係法令、条例等による基準及び WHO 等の国際基準
 - オ 現況環境値
 - カ 類似事例
 - キ その他の客観性を有する指標
- (3) 評価方法
現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施による大気等への影響及び屋外での競技におけるアスリートへの大気等の影響の程度について明らかにする。

(2) 水質等

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴い、建設工事等による公共用水域の水質又は底質（以下「水質等」という。）及び地下水水質への影響の程度及び範囲並びに屋外水域競技におけるアスリートへの水質等の影響の程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場等の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、大会の実施に伴う水質等の変化の程度及びアスリートへの影響の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 公共用水域の水質

水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、浮遊物質、全窒素及び全燐、溶存酸素量、水温、大腸菌群数及びふん便性大腸菌群数、クロロフィル、放射性物質など、生活環境項目及び水浴場の水質判定基準項目並びにその他の項目について、国際的な視点も考慮して調査する。

イ 公共用水域の底質

強熱減量、化学的酸素要求量、放射性物質及び重金属等の有害物質などを調査する。

ウ 地下水の水質

重金属等の地下水の水質に係る有害項目などを調査する。

エ 水象の状況

河川等の形状・流量・平均水深・流入水量・底質の堆積状況及び地下水の分布・水位・流向等を調査する。

オ 気象の状況

気温、降水量等の気象の状況を調査する。

カ 発生源の状況

下水処理場等の主要な汚染発生源の分布及び汚染の発生の状況（汚濁負荷量等）を調査する。

キ 利用の状況

水利用及び水域利用の状況を調査する。

ク 水生生物等の生息・生育状況

海域、河川等における水生生物等の生息・生育状況を調査する。

ケ 水質等に関する法令等の基準

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、水浴場の水質判定基準（平成 9 年環水管第 65 号）等の関係法令等の基準（国際的な基準を含む。）を調査する。

コ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、東京 2020 大会の会場事業計画地及び屋外水域敷地外の競技実施地域並びにその周辺とする。

(3) 調査方法

ア 公共用水域の水質

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

なお、現地調査については、東京 2020 大会が開催されている時期及び時間帯を含めて実施する。

イ 公共用水域の底質

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。なお、現地調査については、大会が開催されている時期及び時間帯を含めて実施する。

ウ 地下水の水質

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 水象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

なお、現地調査については、大会が開催されている時期及び時間帯を含めて実施する。

カ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

キ 利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ク 水生生物等の生息・生育状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ケ 水質等に関する法令等の基準

水質汚濁防止法、水浴場水質判定基準等の関係法令等の基準（国際的な基準を含む。）を整理する方法による。

コ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、選択した東京 2020 大会の実施に伴う会場ごとの水質（濃度、状態、汚濁負荷量等）の変化の程度及びアスリートへの影響の程度とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う工事等で水質に変化が生じると思われる時点又は期間及びアスリートへの影響として大会開催期間中とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場等の種類及び規模並びに水域の特性等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、会場ごと及び屋外水域競技ごとに行う。

ア 数理モデルを用いた予測式による方法

イ 模型実験による方法

ウ 施工計画等から推定する方法

エ 他の予測・評価項目（土壌、水循環等）の予測結果を参照する方法

オ 統計的に推定する方法

カ 類似事例の参照による方法

キ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴う水質の悪化を可能な限り回避・低減し、又は水質を改善するための措置及びアスリートへの影響の程度を最小化するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 予測事項に係る環境基準（水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）等に規定された基準）

イ 水浴場の水質判定基準

ウ 水浴場の放射性物質に関する指針について（平成24年6月8日付環水大水発第 120608001号）の目安値

エ その他の関係法令、条例等による基準及び WHO 等の国際基準

オ 現況環境値

カ 類似事例

キ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が公共用水域の水質等及び地下水水質への影響の程度及び範囲並びに屋外水域競技におけるアスリートへの水質等の影響について明らかにする。

(3) 土壌

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴う建設工事等での汚染土壌の掘削及び競技等での土壌への汚染物質の排出により、土壌に影響を及ぼすとされる範囲及びその内容と程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模、地域の概況並びに過去の土地利用等の経緯を勘案し、大会の実施に伴う土壌への影響の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する

ア 土壌汚染等の状況

次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

(ア) 土地利用の履歴等の状況

東京 2020 大会の会場の事業計画地及びその周辺について、過去の土地利用の履歴、過去において土壌汚染物質等を取り扱っていた、排出していた又は排出のおそれのあった事業場の設置状況等を調査する。

(イ) 土壌中の汚染物質の状況

東京 2020 大会の会場の事業計画地及びその周辺について、鉛などの重金属、揮発性有機化合物、ダイオキシン類、放射性物質などの汚染物質の土壌中の濃度及び範囲などの状況を必要に応じて調査する。

なお、放射性物質については、地上の空間放射線量についても調査する。

(ウ) 指定の状況

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）による要措置区域等の指定の状況を調査する。

イ 地形、地質等の状況

土壌汚染の解析に必要な地形、地質、地下水、土壌、植生等の状況を調査する。

ウ 気象の状況

土壌汚染物質の拡散に係る風向、風速、降水量等の気象の状況を調査する。

エ 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

オ 発生源の状況

土壌汚染物質の排出等を行う（又は排出の可能性のある）主な特定工場等の分布及びその状況を調査する。

カ 利水の状況

表流水及び地下水の利用の状況を調査する。

キ 土壌に関する法令等の基準

土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）等の関係法令等の基準を調査する。

なお、国際放射線防護委員会の空間放射線量の勧告値など、間接的に土壌に関する基準（国際的な基準を含む。）も調査する。

ク その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、東京 2020 大会の会場事業計画地及びその周辺を中心に東京 2020 大会の実施が土壌に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 土壌汚染等の状況

(ア) 土地利用の履歴等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又はヒヤリング調査の方法による。

(イ) 土壌中の汚染物質の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

(ウ) 指定の状況

調査は、既存資料の整理・解析又はヒヤリング調査の方法による。

イ 地形、地質等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ウ 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

カ 利水の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

キ 土壌に関する法令等の基準

土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法等の関係法令等の基準（国際的な基準を含む。）を整理する方法による。

ク その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施に伴う土壌汚染物質（濃度、状態等）の変化の程度、地下水及び大気への影響の可能性の有無、汚染土壌の量等とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う工事（土壌汚染対策工事及び除染のための措置を含む。）等で土壌に変化が生じると思われる時点又は期間及び汚染土壌による地下水及び大気への影響が生じると思われる時点又は期間とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに土壌の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、会場ごとに行う。

ア 東京 2020 大会の実実施計画を基に、土壌の改変の程度を把握し予測する方法

イ 土壌汚染対策の効果科学的に検証し予測する方法

ウ 類似事例の参照による方法

エ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴う土壌に及ぼす影響を可能な限り回避・低減し、又は汚染土壌を改善するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 予測事項に係る環境基準（土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）等に規定された基準）

イ その他の関係法令、条例等による基準及び国際放射線防護委員会の空間放射線量の勧告値等の国際的な基準

ウ 土壌（大会事業計画地以外を含む。）を悪化させないこと

エ 土壌の類似汚染に対する対策事例

オ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が土壌に及ぼす影響について明らかにする。

(4) 生物の生育・生息基盤

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴う建設工事等での改変などにより、地形、地質等からなる生態系を支える無機環境基盤に影響を及ぼすと予想される地域並びにその影響の内容及び程度を対象とする。

なお、生態系とは、生物群集（植物群集及び動物群集）とそれらを取り巻く自然界の物理的・化学的環境要因が総合された物質の系（システム）を指す。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況等を勘案し、生物の成育基盤である地形、地質等への影響の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 生物・生態系の賦存地の状況

生物・生態系の賦存地の種類、位置、分布状況及び名称等を調査する。

イ 地形・地質の状況

地形・地質の種類及び区分並びに土層の工学的特性を調査する。

ウ 地盤等の状況

地盤、斜面、水系及び土砂の変動、雨水の流出（雨水浸透能、地表の不浸透域の状況等を含む。）、漂砂・堆砂の状況、圧密沈下等の工学的特性を調査する。

エ 地下水の状況

地下水の存在、規模及び流動の状況、水位の変化並びに揚水の状況を調査する。

オ 植生の状況

植物相及び植物群落の状況を調査する。

カ 気象の状況

確率降雨量、降雨強度、連続降雨強度等を調査する。

キ 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

ク 災害等の状況

過去に発生した自然災害等の状況を調査する。

ケ 法令等による基準等

宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）などの地形、地質の安定性等に関する法令等の基準などを調査する。

コ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、東京 2020 大会の会場事業計画地及びその周辺地域とする。

(3) 調査方法

ア 生物・生態系の賦存地の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

イ 地形・地質の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ウ 地盤等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 地下水の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 植生の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

カ 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

キ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ク 災害等の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリングの方法による。

ケ 法令等による基準等

宅地造成等規制法などの地形、地質の安定性等に関する法令等の基準などを整理する方法による。

コ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、生物の生育・生息基盤の地形、地質等の変化の程度とし、生物・生態系の賦存地の改変の程度及び新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度等とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事等での改変、施設撤去後の現状回復等において、生物の生育・生息基盤に変化が生じる又は生じていると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、東京 2020 大会の会場事業計画地及びその周辺地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地形・地質の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、会場ごとに行う。

ア 東京 2020 大会の実施計画を基に、生物の生育・生息基盤の変化の程度を把握して予測する方法

イ 数値解析による方法

ウ 類似事例の参照による方法

エ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴う生物の生育・生息基盤の地形、地質等の安定性などに与える影響を可能な限り回避・低減し、又は新たな生物の生育・生息基盤を創出させるための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 生物の生育・生息基盤の地形、地質等の安定性が確保されること。

イ 生物・生態系の賦存地の現況

ウ 地形・地質等に係るその他の科学的知見

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が都市における生物の生育・生息基盤の地形、地質等に及ぼす影響について明らかにする。

(5) 水循環

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴う会場の建設、撤去等による地盤面の改変などにより、雨水の地下浸透能の変化、それに伴う地下水位の低下又は上昇、湧水流量の増減など、水循環に影響を及ぼすと予想される地域及びその影響の程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況等を勘案し、水循環への影響の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 水域の状況

次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

(ア) 地下水、湧水等の状況

地下水の水位、流動及び湧水の位置、湧出水量、季節変動等の状況を調査する。

(イ) 河川等の状況

地下水位に影響を及ぼすと想定される河川、池等の流域、水位、形態等の状況を調査する。

(ウ) 海域の状況

潮位、潮流、河川からの流出入水量、形態等の状況を調査する。

イ 気象の状況

降水量、降雨強度及び連続降雨強度の状況等を調査する。

ウ 地形、地質・土質等の状況

次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

(ア) 地形の状況

低地、台地等の地形の種類、地表傾斜、斜面形状等の状況を調査する。

(イ) 地質・土質の状況

表層地質、地層構造、保水力、浸透能、蒸発散等の状況を調査する。

(ウ) 地表面の被覆の状況

地表の利用形態、道路等の舗装状態等の状況を調査する。

エ 水利用の状況

流量、水位等に影響がある水道用水、工業用水、水産用水等水利用の状況、主要な工場・事業場等の分布及び取水・排水の状況を調査する。

オ 植生の状況

植物相及び植物群落の状況を調査する。

カ 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

キ 地下構造物等の状況

地下鉄、トンネル、アンダーパス道路等の地下構造物等の状況を調査する。

ク 法令等による基準等

建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）などの水循環に関する法令等の基準などを調査する。

- ケ 東京都等の計画等の状況
東京都雨水浸透指針（平成 13 年東京都告示第 981 号）などの水循環に関する東京都等の計画や目標等について調査する。
- コ その他
その他の必要な事項を調査する。
- (2) 調査地域
調査地域は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、大会の実施が水循環に影響を及ぼすと予想される地下水等の水域とし、各会場事業計画地及びその周辺を中心に、必要に応じてその他の地域とする。
- (3) 調査方法
 - ア 水域の状況
 - (ア) 地下水、湧水等の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
 - (イ) 河川等の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
 - (ウ) 海域の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
 - イ 気象の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
 - ウ 地形、地質・土質等の状況
 - (ア) 地形の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
 - (イ) 地質・土質の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
 - (ウ) 地表面の被覆の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
 - エ 水利用の状況
調査は、既存資料の整理・解析、関係者等へのヒヤリングの方法による。
 - オ 植生の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
 - カ 土地利用の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
 - キ 地下構造物等の状況
調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。
 - ク 法令等による基準等
建築物用地下水の採取の規制に関する法律などの水循環に関する法令等の基準などを整理する方法による。
 - ケ 東京都等の計画等の状況
東京都雨水浸透指針などの水循環に関する東京都等の計画、目標等を整理する方法による。
 - コ その他
その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、地下水及び湧水に関する水循環への影響の程度とし、次に掲げるものを基本に選定する。

ア 地下水涵養能の変化の程度

イ 地下水の水位及び流動の変化の程度

ウ 湧水流量の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事等での土地の改変、施設撤去後の現状回復等において、水循環に変化が生じる又は生じていると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに水域の特性等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、会場ごとに行う。

ア 東京 2020 大会の実施計画を基に、水循環に影響を及ぼす程度を把握して予測する方法

イ 数値解析を用いる方法

ウ 模型実験による方法

エ 類似事例から推定による方法

オ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴う水循環に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 地下水等の現状を悪化させないこと。

イ 法令等による基準等

ウ 東京都等が定めた計画、要綱等の中で当該地域について設定している水環境に関する目標等

エ 地表面被覆率の現況値

オ 雨水の地下浸透能力等の現況値

カ 水循環に係るその他の科学的知見

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が水循環に及ぼす影響について明らかにする。

(6) 生物・生態系

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴う建設工事等での改変などで生物及び生態系（以下「生物・生態系」という。）に影響を及ぼすと予想される地域並びにその影響の内容及び程度、屋外での競技におけるアスリートへの生物等の影響の程度を対象とする。

なお、生態系とは、生物群集（植物群集及び動物群集）とそれらを取巻く自然界の物理的・化学的環境要因が総合された物質の系（システム）を指す。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況等を勘察し、生物・生態系への影響の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 生物の状況

次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

(ア) 陸上植物の状況

陸上植物（菌類を含む。）について、植物相、注目される植物種（又は植物群落）及び注目される理由、生育状況（樹木の活力度など）などを調査する。

なお、必要に応じて潜在自然植生についても調査する。

(イ) 陸上動物の状況

陸上動物（土壌中の生息動物を含む。）のうち、哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類、クモ類等の陸上動物について、生息場所、生息密度、繁殖状況、注目される種及び注目される理由、食性、行動様式などを調査する。

(ウ) 水生生物の状況

大型植物、付着藻類、植物プランクトン等の水生植物の植物相、注目される植物種（又は植物群落）及び注目される理由、プランクトンの出現時期、魚類、甲殻類、貝類、動物プランクトン等の水生動物の種の組成、現存量及び分布状況、注目される水生動物の種及び注目される理由などを調査する。

イ 生育・生息環境

生物とその生育・生息環境との関連性を考察するため、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

(ア) 地形等の状況

地形、地質、土壌、地下水等の状況を調査する。

(イ) 植生等の状況

陸上動物の生息に係る植物群落の分布状況、階層構造等を調査する。

(ウ) 大気環境

気温、風向、風速、日照、潮風、降水量、大気汚染物質濃度等を調査する。

(エ) 水環境

流速、水深、水位、潮流、水質、水温、底質等を調査する。

(オ) 干潟等の状況

干潟等の分布状況、干潟等の水辺植物群落等の種類などを調査する。

(カ) 地域社会とのつながり

動植物の採取、レクリエーションなど、調査地域の生物と周辺地域社会とのつながりを調査する。

ウ 生態系の状況

食物連鎖などの生態系の機能及び構造、注目される種及び群集などを調査する。

エ 土地利用の状況

住宅、学校、工場等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

オ 法令等による基準等

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)など、生物・生態系に保全に係る法令等の基準などを調査する。

カ 東京都等の計画等の状況

東京都鳥獣保護事業計画(平成24年3月 東京都)などの生物・生態系の保全に係る東京都等の計画、目標等について調査する。

キ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、東京2020大会の会場事業計画地及び屋外敷地外競技の実施地域並びにその周辺を中心に、全体計画圏内及びその周辺地域とする。

(3) 調査方法

ア 生物の状況

(ア) 陸上植物の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係者等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

なお、調査時期及び調査期間は、陸上植物の生育状況及びその四季変動を適切に把握し得る時期及び期間とし、また、東京2020大会が開催されている時期を考慮して実施すること。

(イ) 陸上動物の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係者等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

なお、調査時期及び調査期間については、陸上植物の生育状況及びその四季変動を適切に把握し得る時期及び期間とし、また、東京2020大会が開催されている時期を考慮して実施すること。

(ウ) 水生生物の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係者等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

なお、調査時期及び調査期間については、「(ア) 陸上植物の状況」又は「(イ) 陸上動物の状況」の調査時期及び調査期間に準ずる。

イ 生育・生息環境

(ア) 地形等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

(イ) 植生等の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係者等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

(ウ) 大気環境

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

(エ) 水環境

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

(オ) 干潟等の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係者等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

(カ) 地域社会とのつながり

調査は、既存資料の整理・解析、関係者等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

ウ 生態系の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

エ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 法令等による基準等

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律など、生物・生態系に保全に係る法令等の基準などを整理する方法による。

カ 東京都等の計画等の状況

東京都鳥獣保護事業計画（平成 24 年 3 月 東京都）などの生物・生態系の保全に係る東京都等の計画、目標等を整理する方法による。

キ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、生物・生態系への影響とし、次に掲げるものを基本に選定する。

ア 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度

イ 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度

ウ 水生生物相の変化の内容及びその程度

エ 生育・生息環境の変化の内容及びその程度

オ 生態系の変化の内容及びその程度

カ 重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度

キ アスリートへの生物等の影響の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事等での改変や施設撤去後の現状回復等において、生物・生態系に変化が生じる又は生じていると思われる時点とし大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間及びアスリートへの影響として開催期間中とする

(3) 予測地域

予測地域は、東京 2020 大会の会場事業計画地及びその周辺並びに全体計画圏全域とする。

なお、必要に応じて全体計画圏外地域も予測地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに生物・生態系の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、会場ごと及び全体計画圏全域について行う。

- ア 東京 2020 大会の実施計画を基に、生物・生態系の変化の程度を把握して予測する方法
- イ 生物の生育・生息地域と他の予測・評価項目（水質、騒音、生物の生育・生息基盤、緑、日影等）の予測結果とを比較（重ね合わせなど）する方法
- ウ 類似事例の参照による方法
- エ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴う生物・生態系へのマイナス影響を可能な限り回避・低減し、又は生物・生態系をより豊かにするための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 法令等の生物・生態系の保護・保全基準等

イ 東京都等が定めた計画、要綱等の中で設定している生物・生態系化に関する目標、方針等

ウ 文献、学術雑誌、学術論文等の文献資料等のうち、客観性を有するもの

エ 類似事例

オ 生物・生態系の現況

カ アスリートへの危険性等の有無

キ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が生物・生態系に及ぼす影響及び屋外での競技におけるアスリートへの生物等の影響の程度について明らかにする。

(7) 緑

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴う建設工事等での改変などで都市における緑に影響を及ぼすと予想される地域並びにその影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況等を勘案し、緑への影響の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 緑の状況

次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

なお、緑には建築物の屋上緑化、壁面緑化等を含む。

(ア) 植生等の状況

現存植生状況、生育状況（樹木の活力度など）などを調査する。

なお、必要に応じて潜在自然植生についても調査する。

(イ) 緑の量の状況

緑化面積、緑被率、緑の体積などを調査する。

イ 生育環境

緑とその生育環境との関連性を考察するため、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

(ア) 地形等の状況

地形、地質、土壌、地下水等の状況を調査する。

なお、建築物上の緑化については、植栽の場所及び方法を調査する。

(イ) 気象の状況

気温、風向、風速、日照、潮風、降水量等の気象の状況を調査する。

(ウ) 地域社会とのつながり

レクリエーションなど、調査地域の緑と周辺地域社会とのつながりを調査する。

ウ 土地利用の状況

住宅、学校、工場等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

エ 法令等による基準等

都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）など、緑に関する法令等の基準などを調査する。

オ 東京都等の計画等の状況

緑施策の新展開（平成 24 年 5 月 東京都）などの緑の保全や創出等に係る東京都等の計画、目標等について調査する。

カ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、東京 2020 大会の会場事業計画地及びその周辺を中心に、全体計画圏内及びその周辺地域とする。

(3) 調査方法

ア 緑の状況

(ア) 植生等の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係者等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

なお、現地調査については、春から秋までにかけて植物が繁茂する時期に活力度を調査するなど、植物の状況を把握するのに適した時期及び東京 2020 大会が開催されている時期を考慮して実施すること。

(イ) 緑の量の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係者等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

なお、現地調査の時期については「植生等の状況」の調査時期に準ずる。

イ 生育環境

(ア) 地形等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

(イ) 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

(ウ) 地域社会とのつながり

調査は、既存資料の整理・解析、関係者等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

ウ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 法令等による基準等

都市緑地法、自然公園法など、緑に関する法令等の基準などを整理する方法による。

オ 東京都等の計画等の状況

緑施策の新展開（平成 24 年 5 月 東京都）などの緑の保全や創出等に係る東京都等の計画、目標等を整理する方法による。

カ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度及び緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事等での改変や施設撤去後の現状回復等において、緑に変化が生じる又は生じていると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、東京 2020 大会の会場事業計画地及びその周辺並びに全体計画圏内全域とする。

なお、必要に応じて全体計画圏外地域も予測地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模、緑の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、会場ごと及び全体計画圏全域について行う。

ア 東京 2020 大会の実施計画を基に、緑の変化の程度を把握して予測する方法

- イ 類似事例の参照による方法
- ウ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴う緑の減少を可能な限り回避・低減し、又は緑を増加させるための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 法令等の緑化面積基準等

イ 東京都等が定めた計画、要綱等の中で設定している緑化に関する目標、方針等

ウ 緑の現況

エ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が都市における緑に及ぼす影響について明らかにする。

(8) 騒音・振動

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴い、自動車交通量の増減、建設工事及び施設運営等による騒音・振動への影響の程度及び範囲を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場等の種類及び規模並びに地域の概況等を勘案し、大会開催に伴う騒音・振動への影響の程度及び範囲を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 騒音・振動の状況

(ア) 騒音は、環境騒音及び道路、鉄道、航空機、工場・事業場等の特定騒音の騒音レベルの状況を調査する。

なお、東京 2020 大会の同種の競技等における騒音の発生状況等についても併せて調査する。

(イ) 振動は、環境振動及び道路、鉄道、工場・事業場等の特定振動の振動レベルの状況を調査する。

イ 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

ウ 発生源の状況

道路、鉄道、航空機、工場・事業場等主要な発生源の分布を調査する。

エ 自動車交通量等の状況

自動車交通量等の状況を調査する。

オ 地盤及び地形の状況

騒音・振動の伝搬に影響を及ぼすおそれのある地盤及び地形の状況を調査する。

カ 騒音・振動に関する法令等の基準

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）などの関係法令等の基準（国際的な基準を含む。）を調査する。

キ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、特に限定しないが、東京 2020 大会の会場事業計画地及び屋外敷地外競技の実施地域並びにその周辺地域を基本とし、関係車両等の走行ルート等を勘案して設定する。

(3) 調査方法

ア 騒音・振動の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

なお、現地調査については、大会が開催されている時期、時間帯を含めて実施する。

イ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ウ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

- エ 自動車交通量等の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
- オ 地盤及び地形の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
- カ 騒音・振動に関する法令等の基準
騒音規制法、振動規制法などの関係法令等の基準（国際的な基準を含む。）を整理する方法による。
- キ その他
その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施に伴う工事車両の走行及び関係者等の移動による道路交通騒音及び振動、建設・改修・撤去工事による建設機械等の騒音及び振動、会場設備等からの騒音及び振動、競技実施に伴う観客の歓声及び射撃音又は中継ヘリコプター等の騒音の範囲及びその程度とする。

なお、地域の概況を勘案して、複数の騒音・振動の影響が想定される場合には、必要に応じてこれらを複合した予測を行う。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う工事等で騒音・振動が発生していると思われる時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、東京 2020 大会の会場事業計画地及び屋外敷地外競技の実施地域並びにその周辺地域を基本とし、関係車両等の走行ルート等を勘案した地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場等の種類、規模及び周辺建築物並びに地盤等の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせ、会場ごと及び屋外敷地外競技ごとに行う。

- ア 伝搬理論計算式による方法
- イ 経験的回帰式による方法
- ウ 模型実験による方法
- エ 実地実験による方法
- オ 類似事例の参照による方法
- カ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴う騒音・振動の発生を可能な限り回避・低減し、又は騒音・振動を改善するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

- ア 予測事項に係る環境基準（騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）等に規定された基準）

- イ 東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で当該地域について設定している環境の目標
- ウ その他の関係法令、条例等による基準及びWHO ガイドライン値等の国際基準
- エ 現況環境値
- オ 類似事例
- カ 科学的知見
- キ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施による騒音・振動の影響の程度について明らかにする。

(9) 日影

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴う建設、改修若しくは撤去の工事等における工作物の設置又は撤去により、日照阻害が生じる又は改善すると予測される地域並びに日影の程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況等を勘案し、大会開催に伴う日影への影響の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 日影の状況

東京 2020 大会の実施により日影が生じる又は改善すると予測される地域の主要な地点における日影の時刻、時間数等について調査する。

なお、東京 2020 大会の会場の事業計画地に既存建築物が存在する場合は、既存建築物による日影の範囲、時間数等を調査する。

イ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況

学校、病院、住宅、公園、緑地、文化財保護法等で指定された文化財及びこれらに類する施設等日影が生じることによる影響を受けやすい施設の状況について調査する。

ウ 既存建築物の状況

東京 2020 大会の会場の事業計画地周辺の既存建築物のうち、高層ビル等日影を生じるおそれのある建築物等の位置、階数等を調査する。

エ 地形の状況

日影の発生形態に影響すると思われる土地の標高、土地の傾斜等の地形の状況を調査する。

オ 土地利用の状況

東京 2020 大会の会場の事業計画地周辺における住宅地、商業地、その他の土地利用の状況を調査する。

カ 植生等の状況

日照時間等に影響すると思われる東京 2020 大会の会場の事業計画地周辺における植生等の状況を調査する。

キ 法令等による基準等

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和 53 年東京都条例第 63 号）など、日影に関する法令等の基準などを調査する。

ク 東京都等の計画等の状況

日照阻害の防止等に関する東京都等の計画、目標等について調査する。

ケ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、東京 2020 大会の実施により日影に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 日影の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

イ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ウ 既存建築物の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 地形の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

カ 植生等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

キ 法令等による基準等

建築基準法、東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例など、日影に関する法令等の基準などを整理する方法による。

ク 東京都等の計画等の状況

日照阻害の防止等に関する東京都等の計画、目標等を整理する方法による。

ケ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、次に掲げるものを基本に選定する。

ア 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

イ 冬至日（必要がある場合は、冬至日以外の日を含む。）における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

ウ 日照阻害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設、改修若しくは撤去の工事等における工作物の設置又は撤去により、日照阻害が生じる又は改善すると予測される時点とし大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに建築物等の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、会場ごとに行う。

ア 天空図又は天空写真の作成による方法

イ 時刻別日影図、等時間日影図等の作成による方法

ウ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴う日照阻害を可能な限り回避・低減し、又は改善するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 東京都等が定めた計画、要綱等の中で設定している日影に関する目標、方針等

イ 日照の現況値

ウ 植物の生育状況の現状

エ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施による日影の影響を明らかにする。

(10) 景観

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴う建設、改修若しくは撤去の工事等における工作物の設置又は撤去により、現在の景観への阻害又は美しく風格ある景観の形成など、景観に影響を及ぼすと予想される地域並びにその影響の内容及び程度を対象とする。この場合、地域が一体として有している地域景観の特性に対する影響を含むものとする

なお、「地域が一体として有している地域景観の特性」とは、景観面から表現した「地域らしさ」のことで、例えば、都心部の高層ビル群などの景観特性が挙げられる。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況等を勘案し、大会開催に伴う景観への影響の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 地域景観の特性

建築物、道路、橋りょう、緑地、海浜、河川、山、指定文化財等の主要な景観構成要素を調査し、これらの構成要素が一体として有している特性を把握する。

イ 景観資源の状況

景観形成特別地区の状況を含め、自然的景観資源及び都選定歴史的建造物などの歴史的・文化的景観資源等の位置、種類、規模、特徴等を調査する。

ウ 眺望地点の状況

近景域、中景域及び遠景域からの眺望を考慮し、会場へのアクセスルート上の眺望地点や不特定多数の人が利用する主要な眺望地点などについて、その位置、利用状況及び眺望特性等を調査する。

エ 眺望景観の状況

眺望地点からの景観について、その構成要素の状況（建築物、緑、水面、空等の比率など）や眺望領域等を含め調査する。

なお、景観阻害要因（電柱、広告等）の状況も調査する。

オ 圧迫感の状況

建築物等による圧迫感の状況について調査する。

カ 緑視率の状況

視界に占める草木等の緑の割合について調査する。

キ 土地利用の状況

東京 2020 大会の会場及びその周辺等における住宅地、商業地、緑地等の分布状況及びその他の土地利用の状況について調査する。

ク 法令等による基準等

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、東京都景観条例（平成 18 年東京都条例第 136 号）など、景観に関する法令等の基準などを調査する。

ケ 東京都等の計画等の状況

東京都景観計画（平成 23 年 4 月 東京都）など、景観の保全に関する東京都等の計画、目標等について調査する。

コ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、東京 2020 大会の実施により景観に影響を及ぼすと予想される地域とする。

なお、競技会場にアクセスする歩行者等からの眺望を考慮して、アクセスルートを含む地域とする。

(3) 調査方法

ア 地域景観の特性

調査は、既存資料の整理・解析又は写真撮影等の現地調査の方法による。

イ 景観資源の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

ウ 眺望地点の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

エ 眺望景観の状況

調査は、写真撮影等の現地調査の方法による。

オ 圧迫感の状況

調査は、写真撮影等の現地調査の方法による。

カ 緑視率の状況

調査は、写真撮影等の現地調査の方法による。

キ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ク 法令等による基準等

都市計画法や東京都景観条例など、景観に関する法令等の基準などを整理する方法による。

ケ 東京都等の計画等の状況

東京都景観計画（平成 23 年 4 月 東京都）など、景観の保全に関する東京都等の計画や目標等を整理する方法による。

コ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、次に掲げるものを基本に選定する。

ア 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度

イ 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度

ウ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

エ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度

オ 圧迫感の変化の程度

カ 緑視率の変化の程度

キ 景観阻害要因の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設、改修若しくは撤去の工事等における工作物の設置又は撤去により景観に変化が生じると予測される時点及び

競技会場への来場者等からの景観を配慮すべき時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域景観の特性等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、会場ごとに行う。

ア 完成予想図の作成による方法

イ 可視領域図の作成による方法

ウ 形態率の算定

エ 天空図の作成による方法

オ 景観の構成要素の状況と他の予測・評価項目（緑、史跡・文化財など）の予測結果とを比較する方法

カ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴う景観阻害を可能な限り回避・低減し、又は改善するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 東京都等が定めた景観に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している景観に関する目標、基準等

イ 眺望景観、圧迫率及び緑視率の現況

ウ 緑が豊かと感じる緑視率の程度に関する調査結果等

エ 圧迫感を感じる圧迫率の程度に関する調査結果等

オ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が景観に及ぼす影響について明らかにする。

(1 1) 自然との触れ合い活動の場

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴い、建設工事等での改変・阻害、新たな創出などで都市における自然との触れ合い活動の場（公園、緑地、水辺等）に及ぼすハード面での影響の内容と程度及び自然との触れ合い活動の場へのアクセス性の向上又は阻害などの自然との触れ合い活動内容に及ぼすソフト面での影響の内容と程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況等を勘案し、大会開催に伴う自然との触れ合い活動の場への影響の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 自然との触れ合い活動の場等の状況

次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

(ア) 自然との触れ合い活動の場の状況

自然との触れ合い活動の場の名称、位置、目的、区域面積、長さ等の規模、分布状況、施設の設置状況等を調査する。

(イ) 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

自然との触れ合い活動の場での活動の種類、利用状況等を調査する。

(ウ) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

自然との触れ合い活動の場までの交通機関の種類、最寄り駅、最寄り駅からの距離、経路及び手段（徒歩、バス等の区分）を調査する。

イ 地形等の状況

地形の状況、自然環境、水循環等の状況を調査する。

ウ 土地利用の状況

市街地、緑地、農地等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

エ 法令等による基準等

都市緑地法や都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）など、自然との触れ合い活動の場に関する法令等の基準などを調査する。

オ 東京都等の計画等の状況

自然との触れ合い活動の場の保全、創出など、自然との触れ合い活動の場に係る東京都等の計画や目標等について調査する。

カ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、東京 2020 大会の実施が自然との触れ合い活動の場及び当該触れ合い活動の場が持つ機能に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 自然との触れ合い活動の場等の状況

(ア) 自然との触れ合い活動の場の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

(イ) 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地の方法による。

(ウ) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

イ 地形等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ウ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 法令等による基準等

都市緑地法、都市公園法など、自然との触れ合い活動の場に関する法令等の基準などを整理する方法による。

オ 東京都等の計画等の状況

自然との触れ合い活動の場の保全、創出など、自然との触れ合い活動の場に係る東京都等の計画、目標等を整理する方法による。

カ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、次に掲げるものを基本に選定する。

ア 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

イ 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

ウ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事、競技の実施等において、自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動に変化が生じるとと思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに自然との触れ合い活動の場の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせ、会場ごとに行う。

ア 自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況並びに活動内容と東京 2020 大会計画とを比較（重ね合わせなど）する方法

イ 自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況と他の予測・評価項目（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑、日影、景観、歩行者空間の快適性、地域分断等）の予測結果とを比較（重ね合わせなど）する方法

ウ 類似事例の参照による方法

エ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴う自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動に及ぼす影響を可能な限り回避・低減し、又は自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動を改善するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 法令等の緑化面積基準等

イ 東京都等が定めた計画、要綱等の中で設定している人と自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動に関する目標、方針等

ウ 自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況

エ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動に及ぼす影響について明らかにする。

(12) 歩行者空間の快適性

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴う工事等による緑の増減やヒートアイランド対策などが会場にアクセスする歩行者、屋外陸域競技のアスリートなどの快適性に及ぼす影響の程度及び影響が予想される地域を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場等の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、東京 2020 大会の実施が、会場にアクセスする歩行者及び屋外競技のアスリートなどへの快適性に及ぼす影響の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 緑の状況

次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

(ア) 街路樹の樹種、樹高、樹冠投影面積、間隔及び緑陰の状況等を調査する。

(イ) 接道緑化の場所、樹種、樹高、緑地幅、緑陰及び緑被の状況等を調査する。

(ウ) 壁面緑化の位置、植物名称、タイプ及び緑化面積の状況等を調査する。

イ 施設の状況

地盤面被覆状態など、歩行者及びアスリートが感じる快適性に係る施設の状況について、保水性舗装などの敷設状況を含めて調査する。

ウ 歩行者及びアスリートが感じる快適性に係る基準

不快指数や WBGT（湿球黒球温度）など、快適性に係る基準（国際的な基準を含む。）の種類を調査する。

エ 歩行者及びアスリートが感じる快適性に係る気象等の状況

気温、湿度、風向風速、放射などの歩行者及びアスリートが感じる快適性に係る基準を計算するため気象等の状況を調査する。

オ 法令等の基準等

都市緑地法など、歩行者及びアスリートが感じる快適性に係る法令等の基準などを調査する。

カ 東京都等の計画等の状況

東京都ヒートアイランド対策ガイドライン（平成 17 年 7 月 東京都）、東京都壁面緑化ガイドライン（平成 18 年 3 月 東京都）及び熱中症環境保健マニュアル（平成 26 年 環境省）など、歩行者空間の快適性に係る東京都等の目標、指針等を調査する。

キ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、東京 2020 大会の会場等の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、大会会場及び屋外陸域敷地外の競技実施地域の周辺において東京 2020 大会の実施が競技会場にアクセスする歩行者及び屋外競技のアスリートなどへの快適性に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 緑の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

なお、現地調査については、東京 2020 大会が開催されている時期及び時間帯を含めて実施する。

イ 施設の状況

調査は、既存資料の整理・解析、ヒヤリング又は現地調査の方法による。

ウ 歩行者及びアスリートが感じる快適性に係る基準

調査は、既存資料の整理・解析又はヒヤリングの方法による。

エ 歩行者及びアスリートが感じる快適性に係る基準を計算するため気象等の状況調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

なお、現地調査については、大会が開催されている時期及び時間帯を含めて実施する。

オ 法令等の基準等

都市緑地法など、歩行者及びアスリートが感じる快適性に係る法令等の基準等を整理する方法による。

カ 東京都等の計画等の状況

東京都ヒートアイランド対策ガイドライン（平成 17 年 7 月 東京都）、東京都壁面緑化ガイドライン（平成 18 年 3 月 東京都）及び熱中症環境保健マニュアル（平成 26 年 環境省）など、歩行者空間の快適性に係る東京都等の目標、指針等を整理する方法による。

キ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、次に掲げるものを基本に選定する。

ア 緑の程度

イ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げるものを基本に選定する。

ア 緑の程度

東京 2020 大会の実施に伴う工事等による緑の増減等、緑に変化が生じると思われる時点を含め、大会開催前、大会開催中及び大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

イ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度

東京 2020 大会の実施に伴い歩行者が感じる快適性に変化が生じると思われる時点を含め、大会開催前、大会開催中及び大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

なお、アスリートが感じる快適性の程度については大会開催中のみとする。

(3) 予測地域

予測地域は、地域の状況を勘察し、東京 2020 大会の会場及び屋外陸域敷地外競技の実施地域周辺等において、競技会場にアクセスする歩行者、屋外競技のアスリートなどへの快適性に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場等の種類及び規模並びに地域の概況を勘察して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、会場ごと及び屋外陸域競技ごとに行う。

ア 緑の程度

(ア) 東京 2020 大会の会場周辺及び最寄りの公共交通機関の駅からのアクセスルートに街路樹の緑陰及び接道緑化並びに壁面緑化の位置、区域及び分布施設計画図を重ね合わせる方法による。

- (イ) 第4章1(7)緑の予測結果を参照する方法
- (ウ) 施工計画等から推定する方法
- (エ) その他適切な方法
- イ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度
 - (ア) 数値シミュレーションによる方法
 - (イ) 模型実験による方法
 - (ウ) 施工計画等から推定する方法
 - (エ) 類似事例の参照による方法
 - (オ) その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施が、競技会場にアクセスする歩行者及び屋外競技のアスリートなどの快適性に係るマイナス影響を可能な限り回避・低減し、又はプラス影響をもたらすための措置（霧の噴霧など）について検討を行う。

5 評価

- (1) 評価事項
 - 評価事項は、予測した事項とする。
- (2) 評価の指標
 - 評価の指標は、次に掲げるものとする。
 - ア 緑の程度
 - (ア) 現況の緑量
 - (イ) 緑量の減少が生じないこと
 - (ウ) 法令、条例等による基準等
 - (エ) 東京都等が定めた計画、要綱等の中で設定している緑化に関する目標、方針等
 - (オ) その他の客観性を有する指標
 - イ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度
 - (ア) 不快指数、WBGT 指数など、人が感じる快適性に係る基準
 - (イ) 熱中症予防のための運動指針（日本体育協会）
 - (ウ) 日常生活における熱中症予防指針（日本生気象学会熱中症予防研究委員会）
 - (エ) 地盤面温度等の現況値
 - (オ) その他の客観性を有する指標
- (3) 評価方法
 - 現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が歩行者及び屋外陸域競技のアスリートなどの快適性に及ぼす影響について明らかにする。

(13) 史跡・文化財

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴い、会場建設工事等による土地の改変、発生する工事振動及び競技場などの建造物の建設又は撤去等が文化財保護法等に規定する文化財のうち、土地に密接な関係を有する有形文化財、民俗文化財、史跡名勝天然記念物、文化的景観及び伝統的建造物群並びにこれらと同等の価値を有するもの（以下「文化財等」という。）、埋蔵文化財包蔵地に影響を及ぼすと予想される地域並びにその影響の内容及び程度を対象とする。

なお、1964 年東京オリンピック大会レガシーについても、同等の価値を有するものなどとして対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況等を勘案し、大会開催に伴う埋蔵文化財包蔵地及び文化財等への影響の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 文化財等の状況

次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

(ア) 指定、登録等の文化財等

文化財保護法等に基づき指定され、登録され、又は選定された文化財等の種類、位置又は範囲、指定区域等を調査する。

(イ) 未指定、未登録等の文化財等

文化財保護法等に基づく指定、登録又は選定はされていないが、当該指定、登録又は選定をされたものと同程度の価値を有すると思われるものの種類、位置又は範囲及びその概要等を調査する。

なお、1964 年東京オリンピック大会レガシーについても調査する。

(ウ) 地形等の状況

文化財等の周囲の地形、地質、植生、建物、景観その他必要な環境の概略等を調査する。

イ 埋蔵文化財包蔵地の状況

次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

(ア) 周知の埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財包蔵地の所在位置、範囲、分布状況、種類、時代区分、内容、保存状態並びに包蔵地の地形及び土地利用の状況を調査する。

(イ) 周知されていない埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財の存在は確認されていないが、存在の可能性が高い場合と判断される土地について、埋蔵文化財の存在の可能性のある土地の範囲、地形及び土地利用の状況を調査する。

ウ 法令等による基準等

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）など、文化財等に関する法令等の基準などを調査する。

エ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況を勘案して、東京 2020 大会の実施が埋蔵文化財包蔵地及び文化財等に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 文化財等の状況

(ア) 指定、登録等の文化財等

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

(イ) 未指定、未登録等の文化財等

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

(ウ) 地形等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

イ 埋蔵文化財包蔵地の状況

(ア) 周知の埋蔵文化財包蔵地

調査は、既存資料の整理・解析又は関係機関等へのヒヤリングの方法による。

(イ) 周知されていない埋蔵文化財包蔵地

調査は、既存資料の整理・解析及び関係機関等へのヒヤリングを参考に、地表上における遺跡並びに遺物の有無の確認及び試掘等の現地調査の方法による。

なお、試掘調査を行う場合は、文化財保護法等の規定に基づき実施するものとする。

ウ 法令等による基準等

文化財保護法など、文化財等に関する法令等の基準などを整理する方法による。

エ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、次に掲げるものを基本に選定する。

ア 東京 2020 大会の会場事業計画地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度

イ 文化財等の周辺の環境の変化の程度

ウ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

エ 東京 2020 大会の会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度

オ 文化財等の回復の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事等において、埋蔵文化財包蔵地及び文化財等に影響が生じる又は生じていると思われる時点とし大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに埋蔵文化財包蔵地及び文化財等の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、会場ごとに行う。

- ア 東京 2020 大会の実施計画を基に、埋蔵文化財包蔵地及び文化財等の改変の程度を把握して予測する方法
- イ 埋蔵文化財包蔵地及び文化財等の位置、区域及び分布状況と他の予測・評価項目（緑、振動、日影、景観等）の予測結果と比較する方法
- ウ 類似事例の参照による方法
- エ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴う埋蔵文化財包蔵地及び文化財等に及ぼす影響を可能な限り回避・低減し、又は保護・保全対策の推進するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 法令等による保全基準等

イ 東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で設定している埋蔵文化財包蔵地及び文化財等の保存並びに管理に関する目標、方針等

ウ 文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと

エ 文化財等の現況

オ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が埋蔵文化財包蔵地及び文化財等に及ぼす影響について明らかにする。

(14) 水利用

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施による水の効率的利用への取組・貢献の程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場等の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、東京 2020 大会の実施による水の効率的利用への取組・貢献の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 水利用状況

東京 2020 大会の会場等の既存施設、類似施設、周辺施設等の雨水、循環利用水（中水）及び再生水の利用状況を調査する。

イ 節水の状況

東京 2020 大会の会場等の既存施設、類似施設、周辺施設等の節水（雨水、循環利用水（中水）及び再生水の利用を除く。）の状況を調査する。

ウ 供給状況

下水処理場等における再生水の供給状況を調査する。

エ 雨水利用施設の種類、構造等の状況

東京 2020 大会の会場等の既存施設、類似施設等の雨水利用施設の種類、構造等の状況を調査する。

オ 循環利用水（中水）の種類、構造等の状況

東京 2020 大会の会場等の既存施設、類似施設等の循環利用水（中水）の種類、構造等の状況を調査する。

カ 節水方法（雨水、循環利用水（中水）及び再生水の利用を除く。）の種類、構造等の状況

東京 2020 大会の会場等の既存施設、類似施設等の節水方法（雨水、循環利用水（中水）及び再生水の利用を除く。）の種類、構造等の状況を調査する。

キ 東京都等の計画等の状況

水の有効利用促進要綱（平成 15 年 8 月 東京都）などの水の効率的利用への取組に関する東京都等の計画、目標等を調査する。

ク 法令等による基準等

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）などの関係法令等の目的、方針、基準等を調査する。

ケ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

ア 水利用状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

イ 節水の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ウ 供給状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 雨水利用施設の種類、構造等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 循環利用水（中水）の種類、構造等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

カ 節水方法（雨水、循環利用水（中水）及び再生水の利用を除く。）の種類、構造等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

キ 東京都等の計画等の状況

水の有効利用促進要綱（平成 15 年 8 月 東京都）などの水の効率的利用への取組に関する東京都等の計画、目標等を整理する方法による。

ク 法令等による基準等

都市の低炭素化の促進に関する法律などの関係法令等の目的、方針、基準等を整理する方法による。

ケ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施による水の効率的利用への取組・貢献の程度とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施のための施設が運営されている時点とし、大会開催前、大会開催中及び大会開催後においてそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、東京 2020 大会の会場事業計画地及びその周辺並びに全体計画圏全域とする。

なお、必要に応じて全体計画圏外地域も予測地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京2020大会の会場等の種類及び規模等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、会場ごと及び全体計画圏全域について行う。

ア 施工計画等から推定する方法

イ 類似事例の参照による方法

ウ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴い上水利用量を削減し、水資源活用を推進するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 標準的な節水対策

イ 上水利用量の現状値

ウ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施による水の効率的利用への取組・貢献の程度について、その妥当性を明らかにする。

(15) 廃棄物

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施による廃棄物の排出量及び再利用量並びに廃棄物の削減及び適正処理の推進（焼却及び埋立の削減）への取組・貢献の程度を対象とする。
なお、建設発生土等も対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場、関連施設（観客等のための宿泊施設等をいう。以下同じ。）及び屋外競技等の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、東京 2020 大会の実施による廃棄物の削減及び適正処理の推進（焼却及び埋立の削減）への取組・貢献の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 施設等での廃棄物発生状況

東京 2020 大会の会場等の既存施設、類似施設、周辺施設及び主な関連施設並びに東京 2020 大会の類似イベント等で発生する廃棄物の種類、発生量、廃棄方法などの状況を調査する。

イ 工事等に伴う廃棄物の状況

東京 2020 大会の会場等における撤去又は改修の予定がある既存建造物等の状況、会場の類似施設などにおける建設工事等で発生した建設廃棄物、建設発生土、特定管理廃棄物及び有価物等の状況を調査する。

ウ 再利用・再資源化の状況

廃棄物の再利用・再資源化の状況を調査する。

エ 法令等の目的、方針、基準等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）などの廃棄物の減量化、有効利用への取組に関する関係法令等の目的、方針、基準等を調査する。

オ 東京都等の計画等の状況

東京都資源循環・廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月 東京都）等の廃棄物の減量化、有効利用への取組に関する東京都等の計画、方針、基準等について調査する。

カ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

ア 施設等での廃棄物発生状況

調査は、既存資料の整理・解析、関連施設等へのヒヤリング（アンケート）調査の方法による。

イ 工事等に伴う廃棄物の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関連施設等へのヒヤリング（アンケート）又現地調査の方法による。

ウ 再利用・再資源化の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関連施設及び関係機関等へのヒヤリング（アンケート）調査の方法による。

エ 法令等の目的、方針、基準等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品リサイクル法などの廃棄物の減量化、有効利用への取組に関する関係法令等の目的、方針、基準等を整理する方法とする。

オ 東京都等の計画等の状況

東京都資源循環・廃棄物処理計画（平成28年3月 東京都）等の廃棄物の減量化、有効利用への取組に関する東京都等の計画、方針、基準等を整理する方法とする。

カ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京2020大会の実施による廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等とし、廃棄物の種類ごとに予測する。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京2020大会の実施のための建設工事又は改修工事、大会開催での施設運営等で廃棄物の発生が予想される時点とし、大会開催前、大会開催中及び大会開催後においてそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、東京2020大会の関連施設及び屋外敷地外競技実施地域とその周辺並びに全体計画圏全域とする。

なお、必要に応じて全体計画圏外地域も予測地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京2020大会の会場等の種類及び規模等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせ、会場ごと、屋外敷地外競技ごと及び全体計画圏について行う。

ア 発生原単位又は排出原単位から推定する方法

イ 施行計画等から推定する方法

ウ 過去の発生量から推定する方法

エ 類似事例の参照による方法

オ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京2020大会の実施に伴い廃棄物を削減し、適正処理を推進するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 類似施設での標準的な発生量又は削減量

イ 既存施設等での発生量又は削減量の現状値

ウ 法令等による目的、方針、基準等

エ 類似競技大会での発生量又は削減量

オ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、廃棄物の排出量及び再利用量並びに廃棄物の削減及び適正処理の推進（焼却及び埋立の削減）への取組・貢献の程度について、その妥当性を明らかにする。

(16) エコマテリアル

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴うエコマテリアルの利用への取組・貢献の程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場等の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、東京 2020 大会の実施に伴うエコマテリアルの利用への取組を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 種類及び供給状況

エコマテリアルの種類及び供給状況について調査する。

イ 施設等でのエコマテリアルの利用状況

東京 2020 大会の会場等の既存施設、類似施設及び周辺施設のエコマテリアルの利用状況について調査する。

ウ 工事等に伴うエコマテリアルの状況

東京 2020 大会の会場等において撤去又は改修の予定がある既存建造物等で使用されているエコマテリアルの状況及び類似施設などにおける建設工事等で発生又は利用したエコマテリアルの状況を調査する。

エ 東京都等の目標、方針、基準等

東京都環境物品等調達方針（公共工事）（平成 28 年 4 月 東京都）等のエコマテリアルの利用への取組に関する東京都等の目標、方針、基準等について調査する。

オ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は特に設定しない。

ただし、東京 2020 大会の会場事業計画地及びその周辺は調査地域とする。

(3) 調査方法

ア 種類及び供給状況

調査は、既存資料の整理・解析又は製造施設等へのヒヤリングによる方法による。

イ 施設等でのエコマテリアルの利用状況

調査は、既存資料の整理・解析又は関連施設等へのヒヤリングによる方法による。

ウ 工事等に伴うエコマテリアルの状況

調査は、既存資料の整理・解析、関連施設等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

エ 東京都等の目標、方針、基準等

東京都環境物品等調達方針（公共工事）（平成 28 年 4 月 東京都）等のエコマテリアルの利用への取組に関する東京都等の目標、方針、基準等を整理する方法とする。

オ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施に伴うエコマテリアルの利用への取組・貢献の程度とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施においてエコマテリアルの利用が可能な期間とし、大会開催前、大会開催中及び大会開催後においてそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、東京 2020 大会の会場事業計画地及びその周辺とする。

(4) 予測手法

予測は、東京2020大会会場等の種類及び規模等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせ、会場ごとに行う。

ア 施工計画等から推定する方法

イ 類似事例の参照による方法

ウ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施において、エコマテリアルの活用を推進するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 標準的なエコマテリアルの活用水準

イ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、エコマテリアルの活用を推進するためのミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施に伴うエコマテリアルの利用への取組・貢献の程度について、その妥当性を明らかにする。

(17) 温室効果ガス

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減の程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の大会実施計画、会場及び屋外競技等の種類、規模並びに地域の概況等を勘察し、大会開催に伴う温室効果ガス排出量及びその削減の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 原単位等の把握

東京 2020 大会の大会実施計画に基づき、東京 2020 大会の会場の既存施設、主な宿泊施設、新設会場の類似施設、類似の屋外競技、建設工事及び移動等の関連施設等を対象に、温室効果ガスの排出量及び排出量に係る原単位を調査する。

イ 対策の実施状況

東京 2020 大会の大会実施計画に基づき、温室効果ガスの排出を回避し、又は削減するための対策について、既存の東京 2020 大会会場や主な宿泊施設、新設会場の類似施設や類似の屋外競技、建設工事及び移動等の関連施設等を対象に、対策の内容、効果等を調査する。

ウ 地域内のエネルギー資源の状況

東京 2020 大会の会場等の周辺に存する地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等を調査する。

エ 温室効果ガスを使用する設備機器等の状況

東京 2020 大会の会場等の事業計画地にある既存施設などについて、温室効果ガスを使用する設備機器の種類（HFC、PFC 等を使う空調機器、SF₆を使う受電設備等）、設備機器の概要、使用されている温室効果ガスの種類、量及び廃棄の方法等を調査する。

なお、引き続き事業計画地内で使用する場合は、ガス交換時等メンテナンスの際の漏れ対策及び代替品の使用の可能性について調査する。

オ 東京都等の計画等の状況

東京都気候変動対策方針（平成 19 年 6 月 東京都）などの温室効果ガスに関する東京都等の計画、方針、目標等を調査する。

カ 法令等の基準等

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）など、温室効果ガスに関する関係法令等の基準等を調査する。

キ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

ア 原単位等の把握

調査は、既存資料の整理・解析又は関係者等へのヒヤリングの方法による。

イ 対策の実施状況

調査は、既存資料の整理・解析又は関係者等へのヒヤリングの方法による。

ウ 地域内のエネルギー資源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は関係機関等へのヒヤリングの方法による。

エ 温室効果ガスを使用する設備機器等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は関係機関等へのヒヤリングの方法による。

オ 東京都等の計画等の状況

東京都気候変動対策方針（平成 19 年 6 月 東京都）などの温室効果ガスに関する東京都等の計画、方針、目標等を整理する方法による。

カ 法令等の基準等

地球温暖化対策の推進に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律など、温室効果ガスに関する関係法令等の基準等を整理する方法による。

キ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減の程度とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設、改修又は撤去の工事、会場運営、観客等の宿泊又は移動、競技の実施、温室効果ガスを使用する設備機器のガス交換、移設又は廃棄等で温室効果ガスの排出及び削減が生じると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中及び大会開催後においてそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、東京 2020 大会の会場事業計画地、屋外敷地外競技の実施地域及びその周辺並びに全体計画圏全域とする。

なお、必要に応じて全体計画圏外地域も予測地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場等の種類及び規模並びに地域の特性等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、全体計画圏内、会場ごと及び屋外敷地外競技ごとに行う。

ア 東京 2020 大会の大会実施計画の内容を基に、温室効果ガスを排出する活動の量に温室効果ガス排出量原単位を乗するなどして排出量を算出する方法

なお、温室効果ガスの排出量は、必要に応じ、二酸化炭素の量に換算して予測を行う。

イ 既存施設、類似施設及び類似の競技大会等の事例の参照による方法

ウ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴う温室効果ガスの排出量を削減するための措置について検討を行う。

5 評価

- (1) 評価事項
評価事項は、予測した事項とする。
- (2) 評価の指標
評価の指標は、次に掲げるものとする。
 - ア 法令等による基準等
 - イ 東京都等が策定している温室効果ガスに関する目標、計画、対策等
 - ウ 既存施設等の温室効果ガス排出量の現況値
 - エ 類似施設等の標準的な温室効果ガス排出量
 - オ その他の客観性を有する指標
- (3) 評価方法
現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施による温室効果ガスへの排出量及びその削減の程度について、その妥当性を明らかにする。

(18) エネルギー

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴うエネルギーの使用量及びその削減の程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場及び屋外競技等の種類や規模並びに地域の概況等を勘案し、大会開催に伴うエネルギー使用量及びその削減の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア エネルギー使用原単位等の把握

東京 2020 大会の大会実施計画に基づき、既存会場、新設会場の類似施設や類似の屋外競技、建設工事及び移動などの関連事項を対象に、エネルギーの使用量及び使用量に係る原単位を調査する。

イ 対策の実施状況

東京 2020 大会の大会実施計画に基づき、エネルギーの使用量を削減するための対策について、既存会場、新設会場の類似施設や類似の屋外競技、建設工事及び移動等を対象に、対策の内容、効果等を調査する。

ウ 地域内のエネルギー資源の状況

東京 2020 大会の会場等の周辺に存する地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等を調査する。

エ 東京都等の計画等の状況

東京都建築物環境配慮指針（平成 21 年東京都告示第 1336 号）などのエネルギーに関する東京都等の計画、方針、目標等を調査する。

オ エネルギー消費に関する法令等の基準等

エネルギーの使用の合理化に関する法律など関係法令等の基準等を調査する。

カ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

ア エネルギー使用原単位等の把握

調査は、既存資料の整理・解析又は関係者等へのヒヤリングの方法による。

イ 対策の実施状況

調査は、既存資料の整理・解析又は関係者等へのヒヤリングの方法による。

ウ 地域内のエネルギー資源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は関係機関等へのヒヤリングの方法による。

エ 東京都等の計画等の状況

東京都建築物環境配慮指針などのエネルギーに関する東京都等の計画、方針、目標等を整理する方法による。

オ エネルギー消費に関する法令等の基準等

エネルギーの使用の合理化等に関する法律など関係法令等の基準を整理する方法による。

カ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施に伴うエネルギーの使用量及びその削減の程度とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設、改修又は撤去の工事、会場運営、競技の実施等でエネルギーの使用及び削減が生じると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中及び大会開催後においてそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、東京 2020 大会の会場事業計画地及び屋外敷地外競技の実施地域並びにその周辺とする。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場等の種類及び規模並びに地域の特性等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、会場ごと及び屋外敷地外競技ごとに行う。

ア 東京 2020 大会の大会実施計画の内容を基に、エネルギーを使用する活動の量にエネルギー使用量原単位を乗するなどして使用量を算出する方法

イ 既存施設、類似施設及び類似の競技大会等の事例の参照による方法

ウ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴うエネルギーの使用量を削減するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 法令等による基準等

イ 東京都等が策定しているエネルギーに関する目標、計画、対策等

ウ 既存施設等のエネルギー使用量の現況値

エ 類似施設等の標準的なエネルギー使用量

オ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施によるエネルギーへの使用量及びその削減の程度について、その妥当性を明らかにする。

2 社会経済項目

(1) 土地利用

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴う会場のために供される土地（以下「対象地」という。）及びその周辺の土地における、自然地の改変・転用及び未利用地の解消について、これらの有無及びその程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、大会開催に伴う、対象地及びその周辺の土地の利用に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 土地利用の状況

住宅、農地等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

イ 東京都等の計画等の状況

東京ベイエリア 21（平成 13 年 2 月 東京都）などの土地利用に関連する東京都等の計画等の状況を調査する。

ウ 法令等による基準等

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号）等の関係法令等の基準等を調査する。

エ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、東京 2020 大会の会場の計画地及びその周辺地域とする。

(3) 調査方法

ア 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

イ 東京都等の計画等の状況

東京ベイエリア 21（平成 13 年 2 月 東京都）などの土地利用に関連する東京都等の計画等を整理する方法とする。

ウ 法令による基準等

国土利用計画法、東京における自然の保護と回復に関する条例等の関係法令等の基準等を整理する方法とする。

エ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

対象地が自然地である場合（一部が自然地である場合を含む。）には、その改変・転用の有無及びその程度、対象地が未利用地の場合（一部が未利用地である場合を含む。）はその解消の有無及びその程度とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事、解体工事等で土地の利用に変化が生じると思われる時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、東京 2020 大会の会場の事業計画地及びその周辺の地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、会場ごとに行う。

ア 現況調査で把握した状況と、東京 2020 大会における土地利用計画図とを重ね合わせる手法による。

イ 東京 2020 大会における土地利用計画等から推定する方法

ウ 類似事例から推定する方法

エ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の大会実施に係る土地利用について、マイナス影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置及びプラス影響をもたらすための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 東京都等が定めた計画、要綱等の中で設定している土地利用に関する目標、方針等

イ 上記以外の適切なかつ合理的な評価の指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が土地利用に及ぼす影響について明らかにする。

(2) 地域分断

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴う対象地及びその周辺の土地における施設整備等による生活動線（特に歩行者動線）の分断の有無及びその程度とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象地及びその周辺の土地において行われる当該事業のための施設整備等に伴う、生活動線（特に歩行者動線）に及ぼす分断等の影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 土地利用の状況

住宅、公共施設等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

イ 地域社会の状況

日常の生活圈、公共施設の利用状況等を調査する。

ウ 動線の状況

地域住民の交通経路、通学区域及び通学路の状況を調査する。

エ 東京都等の計画等の状況

土地利用及び動線に関連する東京都等の計画等を調査する。

オ 法令等による規制及び基準等

土地利用及び生活動線の分断等に関連する法令等による規制及び基準等を調査する。

カ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、東京 2020 大会の会場の事業計画地及びその周辺地域とする。

(3) 調査方法

ア 土地利用の状況

調査は、現地調査及び既存資料調査の方法による。

イ 動線の状況

調査は、現地調査及び既存資料調査の方法による。

ウ 東京都等の計画等の状況

土地利用及び動線に関連する東京都等の計画等を整理する方法とする。

エ 法令等による規制及び基準等

土地利用及び生活動線の分断等に関連する法令等による規制及び基準等を整理する方法とする。

カ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

生活動線（特に歩行者動線）の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び程度とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の大会開催前、大会開催中及び大会開催後であって、生活動線（特に歩行者動線）に影響が生じると思われる時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場の種類、規模等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせ、会場ごとに行う。

ア 現況調査で把握した状況と、東京 2020 大会における土地利用計画又は施行計画とを重ね合わせる手法による。

イ 東京 2020 大会における土地利用計画又は施行計画から分断率及び経路時間を理論的に計算する方法

ウ 類似事例から推定する方法

エ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施が、当該事業のための施設整備等に伴う、生活動線（特に歩行者動線）の分断を可能な限り回避し、又は低減するための措置及び生活動線（特に歩行者動線）に進展をもたらすための措置について、それぞれ具体的に検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 生活動線（特に歩行者動線）の分断がないこと

イ 東京都等が定めた計画、要綱等の中で設定している生活動線（特に歩行者動線）の確保・進展に関する目標、方針等

ウ その他の適切なかつ合理的な評価の指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が生活動線（特に歩行者動線）の分断又は進展に及ぼす影響について明らかにする。

(3) 移転

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴う対象地及びその周辺の土地における施設整備等による住宅、店舗等の移転の有無及びその程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、東京 2020 大会の実施が対象地及びその周辺の土地における施設整備等による住宅、店舗等の移転に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 土地利用の状況

住宅、店舗等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

イ 東京都等の計画等の状況

土地利用に関連する東京都等の計画等の状況を調査する。

ウ 法令による基準等

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）などの土地収用及び土地利用並びに都市計画法等の住宅、店舗等の移転に関連する法令等による規制及び基準等を調査する。

エ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、東京 2020 大会の会場の事業計画地及びその周辺地域並びに移転先と予測される地域とする。

(3) 調査方法

ア 土地利用の状況

調査は、現地調査及び既存資料調査の方法による。

イ 東京都等の計画等の状況

土地利用に関連する東京都等の計画等の状況を整理する方法とする。

ウ 法令等による基準等

土地収用法などの土地収用及び土地利用並びに都市計画法等の住宅、店舗等の移転に関連する法令等による規制及び基準等を整理する方法とする。

エ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

対象地及びその周辺の土地における施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度等とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の大会開催前、大会開催中及び大会開催後であって、住宅、店舗等の移転が生じると思われる時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、会場ごとに行う。

- ア 現況調査で把握した状況と、東京 2020 大会における土地利用計画、施行計画とを重ね合わせる手法による。
- イ 東京 2020 大会における土地利用計画、施行計画等から計画地周辺の住居、店舗等への影響を理論的に計算する方法
なお、その他の項目（日影等）の予測評価結果を利用することも可能とする。
- ウ 類似事例から推定する方法
- エ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施が、当該事業のための施設整備等による住宅、店舗等の移転に係るマイナス影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置又はプラス影響をもたらすための措置について、それぞれ具体的に検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

- ア 住宅、店舗等の移転が生じないこと
- イ 住宅、店舗等の良好な移転先が確保されていること
- ウ 東京都等が定めた住宅、店舗等の移転に関する配慮方針等
- エ その他の適切かつ合理的な評価の指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が住宅、店舗等の移転に及ぼす影響について明らかにする。

(4) スポーツ活動

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施がスポーツ活動に及ぼすと予想される影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の実施計画及び地域の概況を勘案し、東京 2020 大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 都民等のスポーツ活動の実施状況

スポーツクラブ等のスポーツ活動のための組織や地域のスポーツイベントについての種類、参加（又は登録）人数及び参加期間、活動的行動と非活動的行動の現状比較等について、参加者の年齢若しくは性別ごとの別又は健常者と障害者との別などにより調査する。

イ 学校における運動の状況

学校における体育時間、体育の種類、部活等の課外活動などを調査する。

ウ 行動意識の状況

スポーツ活動への都民等の行動意識を調査する。

エ 施設等の整備の状況

一般レベルから国際レベルまでのスポーツ施設の分布状況など、スポーツ活動に関する施設等の整備状況を調査する。

オ 法令等の目的等

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）など、スポーツ活動の促進等に関する関係法令等の目的などを調査する。

カ 東京都等の計画等の状況

東京都スポーツ推進計画（平成 25 年 3 月 東京都）など、スポーツ活動の推進に係る東京都等の施策目標等を調査する。

キ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

ア 都民等のスポーツ活動の実施状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング（アンケート）又は現地調査の方法による。

イ 学校における運動の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング（アンケート）の方法による。

ウ 行動意識の状況

調査は、既存資料の整理・解析、ヒヤリングの方法による。

エ 施設等の整備の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

オ 法令等の目的等

スポーツ基本法など、スポーツ活動の促進等に関する関係法令等の目的などを整理する方法による。

カ 東京都等の計画等の状況

東京都スポーツ推進計画（平成 25 年 3 月 東京都）など、スポーツ活動の推進に係る東京都等の施策目標等を整理する方法による。

キ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、国際レベルのスポーツ施設の充足、地域スポーツ団体やスポーツ参加者の増減など、東京 2020 大会の実施によるスポーツ活動への影響の内容とその程度とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の大会開催前、大会開催中及び大会開催後において、スポーツ活動に影響が生じるとされるそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、全体計画圏を基本とし、必要に応じて周辺地域等も予測地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京2020大会の実施計画及び地域のスポーツ活動の現況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 統計的に推定する方法

イ 施行計画から推定する方法

ウ 類似事例の参照による方法

エ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施がスポーツ活動を推進するための措置又はスポーツ活動の阻害を回避し、若しくは低減するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 都民等のスポーツ活動への参加の現況

イ 都民等のスポーツ活動への参加機会等に支障が生じないこと

ウ 類似の競技大会等でのスポーツ活動への貢献度の状況

エ 国際レベルのスポーツ施設設置数等の現況値

オ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響について明らかにする。

(5) 文化活動

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施が文化活動に及ぼすと予想される影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の実施計画及び地域の概況を勘案し、東京 2020 大会の実施が文化活動に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 都民等の文化活動の実施状況

音楽、演劇等の文化活動の種類及び組織、文化イベントの開催状況、地域の歴史・文化学習の種類及び参加状況、海外への日本文化の発信状況等について調査する。

イ 行動意識の状況

文化活動に対する都民等の行動意識を調査する。

ウ 施設等の整備の状況

文化関連施設の分布状況、情報提供のバリアフリー化の状況など、文化振興に関する施設、システム等の整備状況を調査する。

エ 法令等の目標等

文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）や東京都文化振興条例（昭和58年条例第46号）など、文化振興等に関する関係法令等の目標等を調査する。

オ 東京都等の計画等の状況

東京文化発信プロジェクト、東京都文化振興指針（平成 18 年 5 月 東京都）などの文化振興等に関する東京都等の計画、目標等を調査する。

カ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

ア 都民等の文化活動の実施状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング（アンケート）又は現地調査の方法による。

イ 行動意識の状況

調査は、既存資料の整理・解析、ヒヤリングの方法による。

ウ 施設等の整備の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

エ 法令等の目標等

文化芸術振興基本法、東京都文化振興条例など、文化振興等に関する関係法令等の目標等を整理する方法による。

オ 東京都等の計画等の状況

東京文化発信プロジェクト、東京都文化振興指針（平成 18 年 5 月 東京都）などの文化振興等に関する東京都等の計画、目標等を整理する方法による。

カ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、文化活動拠点の増減、国際交流の活発化、情報提供のバリアフリー化の進展など、東京 2020 大会の実施による文化活動への影響の内容及びその程度とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の大会開催前、大会開催中及び大会開催後において、文化活動に影響が生じると思われるそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、全体計画圏を基本とし、必要に応じて周辺地域等も予測地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京2020大会の実施計画及び地域の文化活動の現況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

- ア 統計的に推定する方法
- イ 大会計画から推定する方法
- ウ 類似事例の参照による方法
- エ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施による文化活動推進のための措置又は文化活動への阻害を回避し、又は低減するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

- ア 都民等の文化活動への参加の現況
- イ 都民等の文化活動への参加機会等に支障が生じないこと
- ウ 類似の競技大会等での文化活動への貢献度の状況
- エ 文化施設設置数等の現況値
- オ 文化の国際交流の現況
- カ 情報提供のバリアフリー化の現況
- キ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が文化活動に及ぼす影響について明らかにする。

(6) ボランティア

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施がボランティア活動に及ぼすと予想される影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の実実施計画及び地域の概況を勘案し、東京 2020 大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア ボランティア活動の実施状況

ボランティアが参加したイベントの種類、参加人数、参加期間等、参加者の年齢・職業など実施されたボランティアの状況を調査する。

イ 参加意識の状況

ボランティア活動への都民等の参加意識を調査する。

ウ 社会基盤整備の状況

ボランティア活動に関する社会基盤整備の状況を調査する。

エ 法令等の目的等

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）等のボランティアに関する関係法令等の目的等を調査する。

オ ボランティアに関する行政等の計画等の状況

ボランティア活動の推進計画等、ボランティアに関する東京都等の施策目標等を調査する。

カ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

ア ボランティア活動の実施状況

調査は、既存資料の整理・解析、ヒヤリング（アンケート）の方法による。

イ 参加意識の状況

調査は、既存資料の整理・解析、ヒヤリング（アンケート）の方法による。

ウ 社会基盤整備の状況

調査は、既存資料の整理・解析、ヒヤリング（アンケート）の方法による。

エ ボランティアに関する法令等の基準

特定非営利活動促進法等の関係法令等の基準を整理する方法による。

オ ボランティアに関する行政等の計画等

ボランティアの活動推進計画等、行政の施策目標等を整理する方法による。

カ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施により増減すると思われる、ボランティア活動の内容とその程度とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の大会開催前、大会開催中及び大会開催後において、ボランティア活動の増減が生じるそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、全体計画圏を基本とし、必要に応じて周辺地域等も予測地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京2020大会の実施計画及び地域のボランティア活動の現況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 統計的に推定する方法

イ 類似事例の参照による方法

ウ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施がボランティア活動を推進するための措置若しくはボランティア活動の阻害を回避し、又は低減するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 標準的なボランティア参加状況

イ ボランティアへの参加機会等に支障が生じないこと。

ウ 類似の競技大会等でのボランティア活動の状況

エ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響について明らかにする。

(7) コミュニティ

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施が、地域のコミュニティに及ぼすと予想される影響の内容及び程度を対象とする。予想される影響については地域のコミュニティ単位での大会への参画の程度を含む。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の実施計画及び地域の概況を勘案し、東京 2020 大会の実施が地域のコミュニティの形成及び活動に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 地域コミュニティの状況

地域コミュニティの名称、種類、規模、主な活動範囲等を調査する。

イ 地域のコミュニティ施設の状況

コミュニティ施設の名称、位置、規模、区域、分布状況、機能及び利用状況、施設への経路、交通手段等を調査する。

ウ その他の社会基盤整備の状況

地域のコミュニティの形成及び活動に関するその他の社会基盤整備の状況を調査する。

エ 参加意識の状況

地域のコミュニティの形成及び活動への都民等の参加意識を調査する。

オ 企業と地域コミュニティの関係

企業の地域コミュニティへの参加、支援などへ意識及び貢献度を調査する。

カ 東京都等の計画等の状況

地域コミュニティの形成及び活動の推進に係る東京都等の計画、目標等を調査する。

キ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

ア 地域コミュニティの状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

イ 地域のコミュニティ施設の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

ウ その他の社会基盤整備の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

エ 参加意識の状況

調査は、既存資料の整理・解析、ヒヤリング（アンケート）の方法による。

オ 企業と地域コミュニティの関係

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

カ 東京都等の計画等の状況

地域コミュニティの形成及び活動の推進に係る東京都等の計画、目標等を整理する方法による。

キ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施により増減すると思われる、地域のコミュニティの形成及び活動並びに企業の地域コミュニティへの貢献度等の内容とその程度とする。

なお、地域のコミュニティ単位での大会への参画の内容とその程度も含む。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の大会開催前、大会開催中及び大会開催後において、地域のコミュニティの形成及び活動並びに企業の地域コミュニティへの貢献等の増減が生じるそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、全体計画圏を基本とし、必要に応じて周辺地域等も予測地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京2020大会の実施計画、地域のコミュニティの形成及び活動の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 統計的に推定する方法

イ 類似事例の参照による方法

ウ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施が、地域のコミュニティの形成及び活動を推進するための措置若しくは地域のコミュニティの形成及び活動の阻害を回避し、又は低減するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 地域コミュニティの現状

イ 地域のコミュニティ活動等に支障が生じないこと

ウ 類似の競技大会等での地域コミュニティの参画状況

エ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が地域のコミュニティに及ぼす影響について明らかにする。

(8) 環境への意識

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施が、都民等の環境への意識に及ぼすと予想される影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の実施計画及び地域の概況を勘案し、東京 2020 大会の実施が都民等の環境への意識に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 環境配慮事項の実施状況

企業、行政及び都民等が実施している（又は実施すべき）環境配慮事項について、その種類、規模、実施者の構成及び実施率等について、その状況を調査する。

イ 環境配慮への意識の状況

都民等の環境配慮へ意識の状況を調査する。

ウ 法令等の目的等

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）など、環境配慮への意識の促進等のための関係法令等の目的、責務等を調査する。

エ 東京都等の計画等の状況

都民等の環境配慮への意識の促進等のための東京都等の計画、目標等を調査する。

オ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

ア 環境配慮事項の実施状況

調査は、既存資料の整理・解析、ヒヤリング（アンケート）の方法による。

イ 環境配慮へ関心及び意識の状況

調査は、既存資料の整理・解析、ヒヤリング（アンケート）の方法による。

ウ 法令等の目的等

環境基本法など、環境配慮への意識の促進等のための関係法令等の目的、責務等を整理する方法による。

エ 東京都等の計画等の状況

都民等の環境配慮への意識の促進等のための東京都等の計画、目標等を整理する方法による。

オ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施により変化すると思われる、都民等の環境への関心及び意識の内容とその程度とする。

なお、意識啓発のための機会の増減についても、その種類、内容及び貢献度とともに予測する。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の大会開催前、大会開催中及び大会開催後において、都民等の環境への関心及び意識に変化が生じるとされるそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、全体計画圏を基本とし、必要に応じて周辺地域等も予測地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京2020大会の実施計画及び地域の都民等の環境への関心及び意識の現況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせで行う。

ア 統計的に推定する方法

イ 類似事例の参照による方法

ウ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施が都民等の環境への関心及び意識を推進するための措置又は都民等の環境への関心及び意識の低下を回避するための措置について、意識啓発のための新たな機会の提供等を含め、検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 都民等の環境への関心及び意識の現状

イ 都民等の環境への関心及び意識を低下させないこと

ウ 都民等の環境への関心及び意識啓発のための機会の現状

エ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が都民等の環境への意識に及ぼす影響について明らかにする。

(9) 安全

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施における、施設の側面から捉えた地域としての安全性の確保の程度及びその内容を対象とする。

よって、人的側面からの危険性に対する安全性の確保については対象としない。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、東京 2020 大会の実施における施設の側面から捉えた地域としての安全性の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する

ア 危険物施設等の状況

大規模事故の原因となる危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物、放射線など）の使用又は貯蔵等を行っている（又は発生する可能性のある）関連施設（以下「危険物施設等」という。）について、位置、分布状況及び規模等を調査する。

イ 気象の状況

危険物等の漏洩に伴う拡散に影響を及ぼす風向、風速等について調査する。

ウ 地形・地質の状況

危険物等の漏洩に伴う拡散や地下浸透又は歩行に影響を及ぼす地質構造、地下水位、土地の傾斜等について調査する。

エ 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

オ 監視体制の状況

施設の側面から捉えた地域としての安全性の確保のための監視について、監視の実施主体者、監視組織の体系など、監視体制について調査する。

カ 災害、事故等の発生状況

危険物等に係る火災や漏洩、停電の発生など、過去の災害や事故等の発生状況について調査する。

キ バリアフリー化の状況

障害者や高齢者など全ての人が安全に移動出来るインフラ整備がなされているかについて、点字ブロックの敷設、階段のスロープ化及びエレベーターの設置など、バリアフリー化の状況について調査する。

なお、諸外国におけるバリアフリー化の状況も併せて調査する。

ク 電力の供給等の状況

電力の供給体制、供給状況などを調査する。

ケ 法令等の基準等

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）などの地域の安全に関する関係法令等の基準等を調査する。

コ 東京都等の計画等の状況

東京都地域防災計画など、地域の安全に関する東京都等の計画、目標等を調査する。

サ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

ただし、東京 2020 大会の会場事業計画地並びに屋外敷地外競技の実施地域及びその周辺は調査地域とする。

(3) 調査方法

ア 危険物施設等の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

イ バリアフリー化の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

ウ 電力の供給等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は関係機関等へのヒヤリングの方法による。

エ 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 地形・地質の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

カ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

キ 監視体制の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は関係機関等へのヒヤリングの方法による。

ク 災害、事故等の発生状況

調査は、既存資料の整理・解析又は関係機関等へのヒヤリングの方法による。

ケ 法令等の基準等

高圧ガス保安法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律などの地域の安全に関する関係法令等の基準等を整理する方法による。

コ 東京都等の計画等の状況

東京都地域防災計画など、地域の安全に関する東京都等の計画、目標等を整理する方法による。

サ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、施設の側面から捉えた地域としての安全性の程度とし、次に掲げるものを基本に選定する。

ア 危険物施設等からの安全性の確保の程度

イ 移動の安全のためのバリアフリー化の程度

ウ 電力供給の安定度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点を基本に、必要な時点を対象とする。

ア 施設の側面から捉えた地域としての安全性の確保が必要な期間とし、東京 2020 大会の大会開催前、大会開催中、大会開催後の全期間とする。

イ 東京 2020 大会の実施による施設の側面から捉えた地域としての安全性の向上又は低下など、安全の程度に変化が生じると思われる時点とする。

(3) 予測地域

予測地域は、全体計画圏全域を基本とするが、東京 2020 大会の会場事業計画地及び屋外敷地外競技の実施地域とその周辺についても可能な限り個別に予測地域を設定すること。

また、必要に応じて全体計画圏外地域も予測地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 理論計算式による方法

イ 危険物施設等の規模、位置、分布状況と東京2020大会の大会実施計画とを比較（重ね合わせなど）する方法

ウ 統計的に推定する方法

エ 施行計画等から推定する方法

オ 類似事例の参照による方法

カ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施において、施設の側面から捉えた地域としての安全性の低下を防ぐ措置又は安全性を向上させるための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 法令等による施設の保安基準等

イ 東京都等が定めた地域防災等に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等

ウ 東京 2020 大会会場等から危険物施設等までの距離の現況値

エ 諸外国におけるバリアフリー化の現状

オ 停電が発生しないこと

カ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施における施設の側面から捉えた地域としての安全性への影響について明らかにする。

(10) 衛生

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施における飲料水、食品等についての安全性の程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の実施計画及び国内外の社会・経済情勢等を勘案し、東京 2020 大会の実施における飲料水、食品等についての安全性の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 飲料水水質の状況

飲料水水質について、国内外の対象項目、基準値、水質結果等について調査する。
なお、放射性物質に関する基準値、水質結果等について調査する。

イ 食品品質の状況

食品中の残留物質など、食品品質の状況について、国内外の対象項目、基準値、分析結果等について調査する。
なお、放射性物質に関する基準値、分析結果等についても調査する。

ウ 供給又は流通体制の状況

浄水場の分布状況や上水の供給網及び供給量、食品等の流通網等を調査する。
なお、食品等の流通網については、輸入食品等についても調査する。

エ 監視体制の状況

飲料水、食品等の安全性の確保のための監視について、監視の実施主体者、監視組織の体系、検査頻度など、監視体制について調査する。

オ 違反及び事故等の状況

飲料水、食品等の安全性に係る違反、事故等の発生状況について、発生項目、頻度及び基準値超過の程度等について調査する。

カ 諸外国の状況

諸外国における飲料水質等の状況等を調査する。

キ 法令等の基準等

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）などの衛生に関する関係法令等の基準（国際的な基準を含む。）等を調査する。

ク 東京都等の計画等の状況

安全でおいしい水プロジェクトなど、衛生に関する東京都等の計画や目標等を調査する。

ケ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

ア 飲料水水質の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は関係機関等へのヒヤリングの方法による。

イ 食品品質の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は関係機関等へのヒヤリングの方法による。

ウ 供給又は流通体制の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は関係機関等へのヒヤリングの方法による。

- エ 監視体制の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は関係機関等へのヒヤリングの方法による。
- オ 違反及び事故等の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は関係機関等へのヒヤリングの方法による。
- カ 諸外国の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は関係機関等へのヒヤリングの方法による。
- キ 法令等の基準等
水道法、食品衛生法などの衛生に関する関係法令等の基準(国際的な基準を含む。)等を整理する方法による。
- ク 東京都等の計画等の状況
安全でおいしい水プロジェクトなど、衛生に関する東京都等の計画、目標等を整理する方法による。
- ケ その他
その他の必要な事項を調査する。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施における飲料水、食品等についての安全性の確保の程度とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点を基本に、必要な時点を対象とする。

ア 飲料水、食品等についての安全性の確保が必要な期間とし、東京 2020 大会の大会開催前、大会開催中、大会開催後の全期間とする。

イ 東京 2020 大会の実施による飲料水、食品等についての安全性の向上又は低下など、衛生の程度に変化が生じると思われる時点とする。

(3) 予測地域

予測地域は、全体計画圏を基本とし、必要に応じて周辺地域等も予測地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の実施計画及び国内外の社会・経済情勢等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 統計的に推定する方法

イ 実施計画等から推定する方法

ウ 類似事例の参照による方法

エ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施において、飲料水、食品等の安全性の低下を防ぐ措置又は安全性を向上させるための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 水道水質基準

イ 食品等の規格基準

- ウ その他の関係法令、条例等による基準及びWHO、コーデックス委員会指標等の国際基準
- エ 東京都の飲料水水質等の現況値
- オ 諸外国における飲料水水質等の現況値
- カ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施における飲料水、食品等についての安全性への影響について明らかにする。

(11) 消防・防災

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施における、東京 2020 大会の会場の火災、地震及び津波からの安全性の確保の程度及びその内容を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、東京 2020 大会の実施における消防・防災による安全の程度を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する

ア 防火設備等の状況

スプリンクラー等の防火設備の設置など、施設の防火対策状況を調査する。

イ 耐震設備等の状況

耐震構造、耐震化率など、耐震化の状況を調査する。

ウ 津波対策施設等の状況

堤防等の津波対策のための施設などの状況を調査する。

エ 気象の状況

延焼等に影響を及ぼす風向、風速等について調査する。

オ 地形・地質の状況

地震による家屋等への影響に係る、地形の種類、傾斜分布、人工改変地の状況、地質の種類、軟弱層等の状況について調査する。

カ 水象の状況

津波等に影響を及ぼす河川の形状・流量・平均水深、海域の形態・潮位・潮流等を調査する。

キ 土地利用の状況

木造住宅、高層建築物、道路、工場等の分布状況及びその他の土地利用の状況を調査する。

ク 監視体制の状況

消防・防災のための監視について、監視の実施主体者、監視組織の体系など、監視体制について調査する。

ケ 災害等の発生状況

火災、地震及び津波の発生など、過去の災害等の発生状況について調査する。

コ 法令等の基準等

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）などの消防・防災に関する関係法令等の基準等を調査する。

サ 東京都等の計画等の状況

東京都耐震改修促進計画（平成 24 年 3 月 東京都）など、地域の消防・防災に関する東京都等の計画、目標等を調査する。

シ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

ただし、東京 2020 大会の会場事業計画地並びに屋外競技の実施地域及びその周辺は調査地域とする。

(3) 調査方法

ア 防火設備等の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

イ 耐震設備等の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

ウ 津波対策施設等の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

エ 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

オ 地形・地質の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

カ 水象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

キ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ク 監視体制の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は関係機関等へのヒヤリングの方法による。

ケ 災害等の発生状況

調査は、既存資料の整理・解析又は関係機関等へのヒヤリングの方法による。

コ 法令等の基準等

消防法、建築基準法などの消防・防災に関する関係法令等の基準等を整理する方法による。

サ 東京都等の計画等の状況

東京都耐震改修促進計画（平成24年3月 東京都）など、地域の消防・防災に関する東京都等の計画、目標等を整理する方法による。

シ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、火災、地震及び津波からの安全性の程度とし、次に掲げるものを基本に選定する。

ア 耐震性の程度

イ 津波対策の程度

ウ 防火性の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次に掲げる時点を基本に、必要な時点を対象とする。

ア 火災、地震及び津波からの安全性の確保が必要な期間とし、東京2020大会の大会開催前、大会開催中、大会開催後の全期間とする。

イ 東京2020大会の実施による火災、地震及び津波からの安全性の向上又は低下など、消防・防災の程度に変化が生じるとされる時点とする。

(3) 予測地域

予測地域は、全体計画圏全域を基本とするが、東京 2020 大会の会場事業計画地並びに屋外競技の実施地域及びその周辺についても可能な限り個別に予測地域を設定すること。

また、必要に応じて全体計画圏外地域も予測地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

- ア 理論計算式による方法
- イ 統計的に推定する方法
- ウ 施行計画等から推定する方法
- エ 類似事例の参照による方法
- オ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施において、火災、地震及び津波からの安全性の低下を防ぐ措置又は火災、地震及び津波からの安全性を向上させるための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

- ア 法令等による施設の耐震基準等
- イ 東京都等が定めた地域防災等に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している地域の消防・防災性に関する目標等
- ウ 耐震化の現況値
- エ 津波対策の現況値
- オ 防火性の現況値
- カ 津波の被害が発生しないこと
- キ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施における消防・防災への影響について明らかにする。

(12) 交通渋滞

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴い発生し、又は解消する幹線道路、生活道路等における交通渋滞の内容及びその程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場及び屋外競技について、その種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、東京 2020 大会の実施が交通渋滞に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 交通量等の状況

主要道路における、時間帯別、平日休日別及び車種別の交通量の状況について調査する。また、主要な交差点における、時間帯別及び平日休日別の交通渋滞の状況について調査する。

イ 道路等の状況

生活道路、幹線道路等の分布状況、道路の種類、構造及び性格、交差点の配置状況及び整備計画等を調査する。

ウ 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況、その他の土地利用状況について調査する。

エ 規制等の状況

交通規制の状況、交通管制等交通マネジメントの状況等について調査する。

オ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、東京 2020 大会の種類及び規模、発生集中交通量等の状況並びに地域の概況を勘案し、全体計画圏、会場及び屋外陸域敷地外競技の実施地域の周辺等において東京 2020 大会の実施が交通渋滞に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 交通量等の状況

調査は、交通センサス等の既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

イ 道路等の状況

調査は、交通センサス等の既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

ウ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 規制等の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

オ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施に伴う全体計画圏、会場及び屋外陸域敷地外競技の実施地域周辺等における交通渋滞の発生又は解消など、交通量及び交通流の変化の程度とする。

なお、自動車交通の増加による局所的影響について、道路等の基盤整備や交通マネジメントの実施等による交通流の改善効果を含めて予測する。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事、競技観戦者の来場等で交通量及び交通流に変化が生じるとと思われる時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、地域の状況を勘案し、全体計画圏、会場及び屋外陸域敷地外競技の実施地域周辺等における主要な交差点を含む適切な地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、全体計画圏、会場ごと及び屋外陸域敷地外競技ごとに行う。

ア 動的交通シミュレーション等の理論計算式による方法

イ 類似事例から推定する方法

ウ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴う交通渋滞の発生を可能な限り回避・低減又は解消する措置又は更に交通を円滑化するための措置について、多角的に検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 交通流の現況

イ ボトルネック箇所数の現況

ウ 東京都又は区市町村が定めた計画、要綱等の中で設定している自動車交通量の抑制に関する目標、方針等

エ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が交通渋滞に及ぼす影響について明らかにする。

(13) 公共交通へのアクセシビリティ

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴い向上し、又は低下すると予測される会場から公共交通機関までのアクセス性の程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、東京 2020 大会の実施が会場から公共交通機関までのアクセス性に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 公共交通機関の状況

鉄道路線の敷設、駅の設置状況、バス路線、バス停留所の設置状況など公共交通機関の普及状況について調査する

イ アクセス経路の状況

公共交通機関から会場までのアクセス可能な経路の状況、今後整備される予定のアクセス経路の状況、アクセス経路における歩行者の状況、アクセスに要する標準の所要時間、アクセス経路の構造等の状況について調査する。

ウ 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況、その他の土地利用状況について調査する。

エ 規制等の状況

交通規制の状況、交通管制等交通マネジメントの状況等について調査する。

オ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、東京 2020 大会会場の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、全体計画圏、会場の周辺等において東京 2020 大会の実施が会場から公共交通機関までのアクセス性に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 公共交通機関の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

イ アクセス経路の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

ウ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

エ 規制等の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

オ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施による建設工事、大会開催時の交通規制及び新規建設による来場者の増加などに伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事、大会開催時の交通規制、新規建設による来場者の増加などで会場から公共交通機関までのアクセス性に変化が生じると思われる時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、地域の状況を勘案し、公共交通機関から会場までのアクセス可能な経路を含む全体計画圏及び会場周辺の適切な地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、全体計画圏、会場ごとに行う。

なお、東京 2020 大会の実施による観客動員数と公共交通機関の輸送能力、交通規制等により生じるオリンピックの会場等までのアクセス時間の増加等の予測条件等を併せて明らかにする。

- ア 歩行者交通量とアクセス経路の構造及び距離との関係からアクセス時間等を適切に予測を行うことができる動的交通シミュレーション等の理論計算式による方法
- イ 類似事例から推定する方法
- ウ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の低下を可能な限り回避・低減し、又はさせるための措置若しくはアクセス性を向上させるための措置について、多角的に検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

- ア 会場のアクセス経路ごとのアクセス時間の標準的な現況値
- イ 類似の事例
- ウ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が公共交通へのアクセス性に及ぼす影響について明らかにする。

(14) 交通安全

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施に伴い向上し、又は低下すると予測される、全ての人にとっての安全な移動（交通安全）の確保の程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、東京 2020 大会の実施が会場周辺及びマラソン等、屋外で実施され、かつ会場の敷地外の道路を使用する競技の沿道（以下交通安全の項においてこれらを「会場等」という。）における交通安全に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 公共交通機関の状況

鉄道路線の敷設、駅、設置状況、バス路線、バス停留所の設置状況など公共交通機関の普及状況について調査する。

イ 交通量等の状況

主要道路における、時間帯別、平日休日別及び車種別の交通量の状況について調査する。

ウ 道路及び交通安全施設等の状況

生活道路及び幹線道路等の分布状況、道路の種類、構造及び性格、交差点の配置状況、歩道及びガードレール等の交通安全施設の設置状況、整備計画等を調査する。

エ アクセス経路の状況

公共交通機関から会場等までのアクセス可能な経路の状況、今後整備される予定のアクセス経路の状況、アクセス経路における歩行者の状況、アクセスに要する標準の所要時間、アクセス経路の構造等の状況及び歩行者と自動車の動線の分離の状況（以下「歩車動線の分離の状況」という。）について調査する。

オ 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況、その他の土地利用状況について調査する。

カ 規制等の状況

交通規制の状況、交通管制等交通マネジメントの状況、交通安全対策の状況等について調査する。

キ 公共での移動に関する法令等の基準

道路交通法、道路法等の関係法令等の基準を調査する。

ク その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、東京 2020 大会の会場等の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、全体計画圏及び会場等周辺において東京 2020 大会の実施が交通安全に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 公共交通機関の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

イ 交通量等の状況

調査は、交通センサス等の既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

ウ 道路及び交通安全施設等の状況

調査は、交通センサス等の既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

エ アクセス経路の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

オ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

カ 規制等の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係機関へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

キ 公共での移動に関する法令等の基準

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）等の関係法令等の基準を整理する方法による。

ク その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施に伴う、会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、次の時点とする。

ア 東京 2020 大会の大会開催前、大会開催中及び大会開催後の代表的な時点

イ 東京 2020 大会の実施に伴う建設工事、大会開催時の交通規制などで交通安全に変化が生じると思われる期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、地域の状況を勘案し、公共交通機関から会場等までのアクセス可能な経路を含む全体計画圏及び会場周辺の適切な地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の会場の種類及び規模等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて、全体計画圏、会場ごとに行う。

なお、東京 2020 大会の実施による観客動員数と公共交通機関の輸送能力、交通流・交通量の増減、歩行者交通量の増減及び交通規制により生じるオリンピックの会場等までのアクセス時間の増加等の予測条件等を併せて明らかにする。

ア 公共交通機関から会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線の分離の状況から理論的に推定する方法

イ 類似事例から推定する方法

ウ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴う交通の安全性の低下を可能な限り回避・低減し、又は向上させるための措置について、道路構造、シャトルバスの運行等を勘案して多角的に検討を行う。

5 評価

- (1) 評価事項
評価事項は、予測した事項とする。
- (2) 評価の指標
評価の指標は、次に掲げるものとする。
 - ア 歩車動線分離の現況
 - イ 歩行者の安全性に関する科学的知見
 - ウ その他の客観性を有する指標
- (3) 評価方法
現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施が交通安全に及ぼす影響について明らかにする。

(15) 経済波及

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施による経済波及効果の内容及び程度を対象とする。
この場合、新規のビジネス創出や観光需要の増加の程度も含むものとする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の実施計画及び社会経済情勢等を勘案し、東京 2020 大会の実施による経済波及効果を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 経済指標の統計結果

東京都等における産業別生産額、消費者物価指数、不動産価格、生産者人口比率、経済活動率（生産年齢人口に対する労働者数の比率）、失業率、GRP（成長率、GDP との比率含む。）等を調査する。

イ 観光関連事業の状況

宿泊施設、宿泊施設稼働率、観光客滞在日数、ビジターの支出、年間観光客数、ホテル料金指数、国際イベントの年間開催回数等を調査する。

ウ ビジネス支援及び新規ビジネスの発生等の状況

行政等のビジネス支援事業、新規ビジネスの発生状況等について調査する。

エ 過去事例における経済波及効果

過去事例における、経済効果、新規ビジネスの創出又は既存ビジネスへの圧迫、観光事業への影響等を調査する。

オ 法令等の目標等

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）等の経済活性化のための関係法令等の目標及び基準等を調査する。

カ 東京都等の計画等の状況

経済活性化のための東京都等の計画、目標等を調査する。

キ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

ア 経済指標の統計結果

調査は、既存資料の整理・解析の方法による。

イ 観光関連事業の状況

調査は、既存資料の整理・解析、ヒヤリング（アンケート）の方法による。

ウ ビジネス支援及び新規ビジネスの発生等の状況

調査は、既存資料の整理・解析、関係者等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

エ 過去事例における経済波及効果

調査は、既存資料の整理・解析、ヒヤリングの方法による。

オ 法令等の目標等

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の経済活性化のための関係法令等の目標及び基準を整理する方法による。

カ 東京都等の計画等の状況

経済活性化のための東京都等の計画、目標等を整理する方法による。

- キ その他
その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施に伴う経済波及効果とし、経済効果、新規ビジネスの創出及び既存ビジネスへの影響の内容並びにその程度を対象とする。
なお、ビジネスへの影響に関しては観光事業への影響を含むものとする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の大会開催前、大会開催中及び大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、全体計画圏を基本とし、必要に応じて周辺地域等も予測地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京2020大会の実施計画及び社会経済情勢等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

- ア 産業連関表により計算する方法
- イ 統計的に推定する方法
- ウ 類似事例から推定する方法
- エ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施における、経済活動を活発化するための措置及び既存の経済活動の阻害を可能な限り回避し、又は低減するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

- ア 類似の競技大会等における経済波及効果
- イ 既存ビジネス（観光事業を除く。）に支障が生じないこと。
- ウ 観光事業に支障が生じないこと。
- エ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、東京 2020 大会の実施による経済波及の効果について評価する。

(16) 雇用

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施による雇用への影響について、その影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の実施計画及び社会経済情勢等を勘案し、東京 2020 大会の実施による雇用への影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 雇用に関する統計結果

東京都等における、産業別事業者数、産業別就業者数、産業別生産額、生産者人口比率、経済活動率(生産年齢人口に対する労働者数の比率)、失業率等を調査する。

イ ビジネス支援及び新規ビジネスの発生等の状況

行政等のビジネス支援事業や新規ビジネスの発生状況等について調査する。

ウ 過去事例における雇用の創出又は消失の発生状況

過去事例における雇用の創出又は消失の発生状況を調査する。

エ 法令等の目標等

雇用対策法(昭和 41 年法律第 132 号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)等の雇用に関する関係法令等の目標及び基準等を調査する。

オ 東京都等の計画等の状況

雇用の促進・対策のための東京都等の計画、目標等を調査する。

カ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

ア 雇用に関する統計結果

調査は、既存資料の整理・解析の方法による。

イ ビジネス支援及び新規ビジネスの発生等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は関係者等へのヒヤリング又は現地調査の方法による。

ウ 過去事例における雇用の創出又は消失の発生状況

調査は、既存資料の整理・解析又はヒヤリングの方法による。

エ 法令等の目標等

雇用対策法、障害者雇用促進法等の雇用に関する関係法令等の目標及び基準等を整理する方法による。

オ 東京都等の計画等の状況

雇用の促進・対策のための東京都等の計画、目標等を整理する方法による。

カ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施に伴い創出又は消失すると思われる雇用の種類、雇用期間、雇用者数、雇用者構成等とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の大会開催前、大会開催中及び大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、全体計画圏を基本とし、必要に応じて周辺地域等も予測地域とする。

(4) 予測手法

予測は、東京2020大会の実施計画及び社会経済情勢等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

ア 産業連関表により計算する方法

イ 統計的に推定する方法

ウ 類似事例から推定する方法

エ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施における、新たな雇用を創出するための措置又は既存の雇用の消失を可能な限り回避し、又は低減するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 類似の競技大会等における雇用の創出又は消失の統計結果

イ 既存の雇用の消失が生じないこと

ウ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、ミティゲーション及び評価の指標を勘案して、2020 年東京大会の実施による雇用の創出又は消失について評価にする。

(17) 事業採算性

1 環境影響評価の対象

東京 2020 大会の実施による事業採算性の程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査事項

調査事項は、東京 2020 大会の会場等の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、大会開催に伴う事業採算性を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項を基本に、予測及び評価を行うために必要な事項を調査する。

ア 施設整備費の状況

東京 2020 大会の会場等の既存施設、類似施設等の施設整備費の状況を調査する。

イ 運営経費の状況

東京 2020 大会の会場等の既存施設、類似施設、屋外敷地外競技の類似競技等の運営経費の状況を調査する。

ウ 整備費の負担者の状況

東京 2020 大会の会場等の既存施設、類似施設等の整備費の負担者の状況を調査する。

エ 運営経費の負担者の状況

東京 2020 大会の会場等の既存施設、類似施設、屋外敷地外競技の類似競技等の運営経費の負担者の状況を調査する。

オ 利用状況及び収益

東京 2020 大会の会場等の既存施設、類似施設、屋外敷地外競技の類似競技等の利用状況及び収益を調査する。

カ 東京 2020 大会の事業計画地周辺の状況

交通網等のアクセス方法、周辺の土地利用状況等を調査する。

キ 利用者の状況

東京 2020 大会の会場等の既存施設、類似施設等の利用者の年齢層や事業計画地周辺の人口動向等を調査する。

ク 施設整備費及び運営経費に影響する法令等の基準等

エネルギーの使用の合理化等に関する法律など関係法令等の基準等を調査する。

ケ その他

その他の必要な事項を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

ア 施設整備費の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は類似の既存施設等へのヒヤリング（アンケート）による方法による。

イ 運営経費の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は類似の既存施設等へのヒヤリング（アンケート）による方法による。

ウ 整備費の負担者の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は類似の既存施設等へのヒヤリング（アンケート）による方法による。

エ 運営経費の負担者の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は類似の既存施設等へのヒヤリング（アンケート）による方法による。

オ 利用状況及び収益

調査は、既存資料の整理・解析又は類似の既存施設等へのヒヤリング（アンケート）による方法による。

カ 東京 2020 大会の事業計画地周辺の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

キ 利用者の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は類似の既存施設等へのヒヤリング（アンケート）による方法による。

ク 施設整備費及び運営経費に影響する法令等の基準

エネルギーの使用の合理化等に関する法律など関係法令等の基準等を整理する方法による。

ケ その他

その他の調査事項に応じた適切な方法とする。

3 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施に伴う会場ごとの施設整備費及び運営経費及び屋外敷地外競技の運営経費並びにそれらの削減の程度とする。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う会場ごとの施設整備費及び運営経費並びに屋外敷地外競技の運営経費が発生する時点又は期間とする。

(3) 予測地域

予測地域は、東京 2020 大会の会場事業計画地、屋外敷地外競技の実施地域及びその周辺とする。

(4) 予測手法

予測は、東京2020大会の会場等の種類、規模等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせ、会場ごと及び屋外敷地外競技ごとに行う。

ア 施工計画等から推定する方法

イ 類似事例の参照による方法

ウ その他適切な方法

4 ミティゲーション

東京 2020 大会の実施に伴う施設整備費及び運営経費を削減するための措置について検討を行う。

5 評価

(1) 評価事項

評価事項は、予測した事項とする。

(2) 評価の指標

評価の指標は、次に掲げるものとする。

ア 標準的な施設整備費

イ 標準的な運営経費

ウ その他の客観性を有する指標

(3) 評価方法

評価方法は、施設整備費、運営経費、それらを削減するためのミティゲーション及び評価の指標を勘案して、その妥当性を明らかにする。

第5章 フォローアップ

1 フォローアップとは

フォローアップとは、東京2020大会の大会開催前、大会開催中及び大会開催後における環境及び社会経済に及ぼす影響について行った実施段階環境アセスメントの予測・評価に対する追跡調査を実施することをいう。

フォローアップは、実施段階環境アセスメントにおける予測評価を適切に実施させるための担保としての機能を持つとともに、随時監視することによる早期段階での影響の把握と対応を可能にするためのモニタリング機能も有する。

また、「2020年の東京」には、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を目指す2020年の東京の姿とそれに向けた政策展開が記載されていることから、これらの取組を実施段階環境アセスメントの予測条件（ミティゲーションを含む。）に設定した場合においては、これらの取組効果の検証機能も有する。

これらの機能を有するフォローアップを実施することにより、的確な実施段階環境アセスメントの実現とともに、東京2020大会開催に伴う環境及び社会経済へのマイナス影響の回避・最小化・代償に加え、プラス影響の促進を図ることが可能となる。

2 対象

実施段階環境アセスメントにおいて予測評価の対象にした事項

3 フォローアップの概要

(1) フォローアップ手続のポイント

ア 実施者

実施段階環境アセスメントの実施者に準じる。

イ 作成図書等

フォローアップにおいて作成する図書（以下「フォローアップ図書」という。）は、提出順で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会フォローアップ計画書（以下「フォローアップ計画書」という。）及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会フォローアップ報告書（以下「フォローアップ報告書」という。）の2種類である。フォローアップ図書の内容及び作成方法は後述するが、フォローアップ報告書については、評価委員会に報告するとともに、作成後遅滞なく実施者が公表することとする。

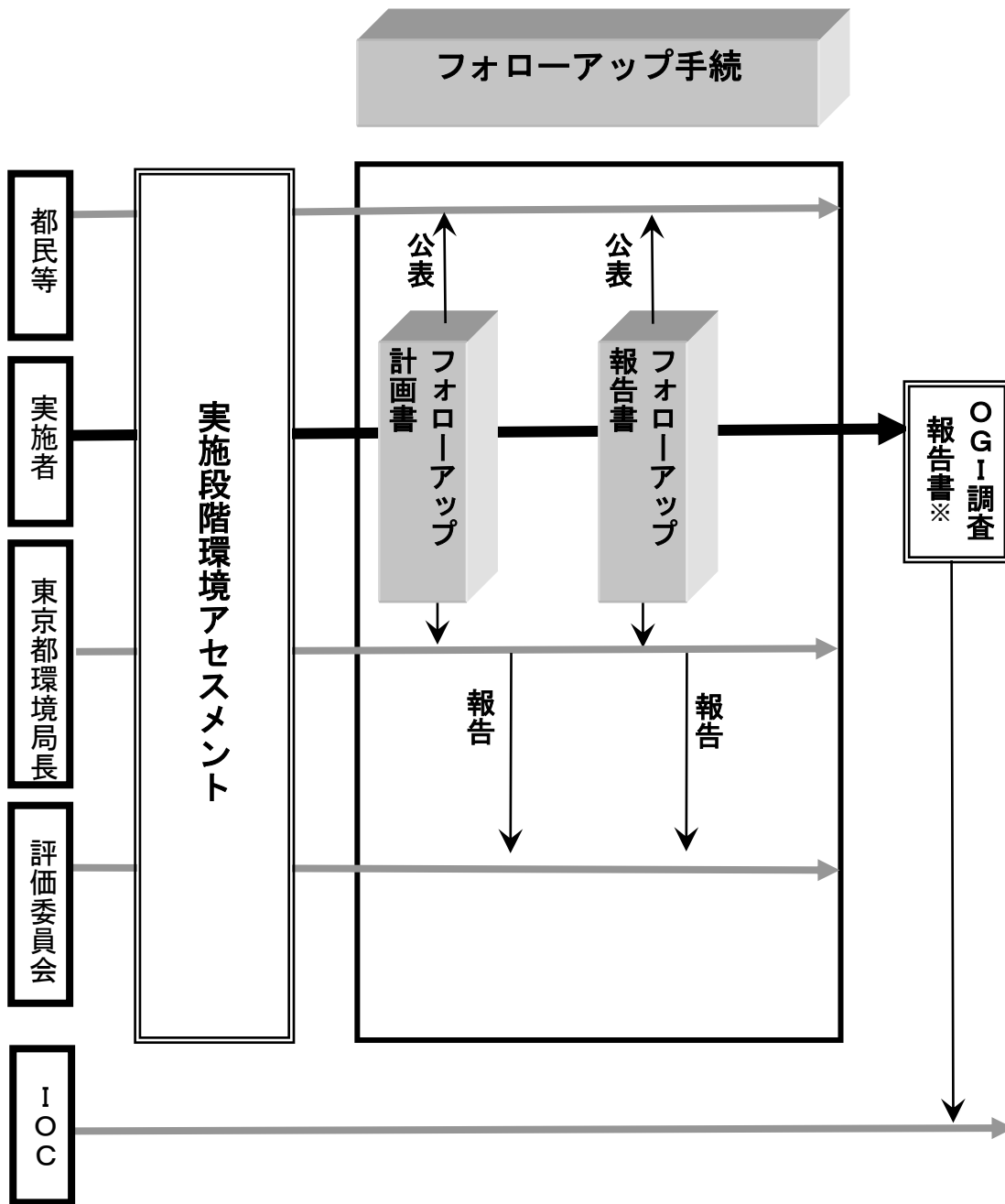
ウ その他

- ① 既にオリンピック以外の目的で建設が計画され、招致決定後に早急に着工する会場において、一部の実施段階環境アセスメントを省略したものについても、モニタリングを行い、フォローアップに準じた図書を作成することとする。
- ② 社会経済項目など、実施段階環境アセスメントにおいて長期の予測時期を設定した場合などにおいては、必要に応じて調査期間を短縮することができることとする。

(2) フォローアップの流れ

フォローアップは次のような流れで実施される。

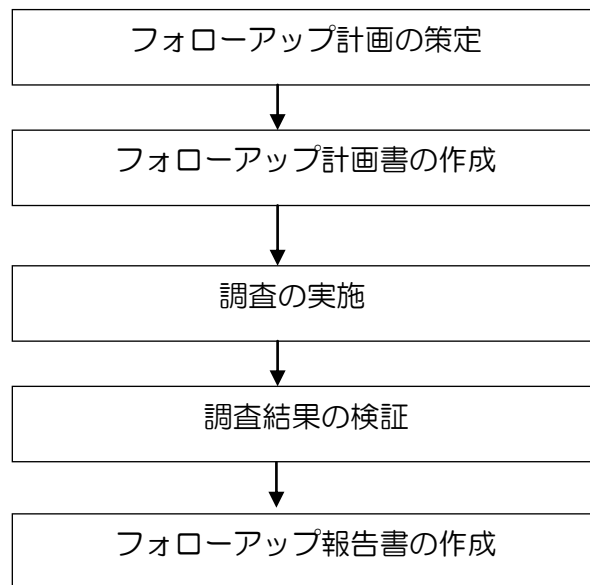
【フローチャート】



※ OGI(Olympic Games Impact)調査報告書とは、オリンピック大会の開催が開催都市及びその地域社会に及ぼす影響を調査するものである(出典:オリンピック大会環境影響調査に関する技術マニュアルより)。

4 フォローアップの実施手順

フォローアップの実施に係る全体の流れは、次のとおりである。



(1) フォローアップ計画の策定

調査は、東京 2020 大会の大会開催前、大会開催中及び大会開催後において、次に定めるところにより計画する。

ア 調査項目

調査項目は、評価書で予測・評価を行った項目とする。

なお、必要に応じて、評価書で予測・評価を行わなかった項目についても、予測対象事項に係る項目の追加調査を行う。

イ 調査事項

調査事項は、評価書に記載した予測事項の状況、調査実施時における予測条件の状況及びミティゲーションの実施状況を基本とし、必要に応じて、予測対象に係るその他の状況について調査する。

ウ 調査時点

調査時点は、評価書に記載した予測の対象時点とする。

ただし、社会経済項目など、評価書において長期の予測時期を設定した場合などにおいては、必要に応じて、代表する調査時点を選定することができる。

エ 調査地域

調査地域は、評価書に記載した予測地域を基本とし、予測条件の状況等を勘案し、必要に応じて、調査地域の追加を行う。

オ 調査手法

調査は実施段階アセスメントの現況調査の方法に準じる。

(2) フォローアップ計画書の作成

フォローアップ計画を策定した後、それらの内容を記載したフォローアップ計画書を作成することとする。

フォローアップ計画書の作成に当たって、特に留意すべき事項は、次のとおりである。

ア 対象の目的及び内容

対象の目的及び内容について評価書提出後に具体化した内容を踏まえ、環境影響要因及び予測条件に関係する部分を分かりやすく整理して記述する。

イ フォローアップの計画の記載

- ① フォローアップ計画は、調査項目ごとに、東京 2020 大会の大会開催前、大会開催中及び大会開催後の該当区分ごとにおいて、調査事項、調査地域及び調査手法を整理して記述する。
- ② 調査地域、調査地点及び調査の対象とした機関等は、必要に応じてそれらを明示した地図や組織図等を掲載し、分かりやすく記述する。
- ② 各調査項目の調査事項、調査時点及び報告書の作成計画を一覧できるように整理した工程表を作成して記載する。

(3) 調査の実施

調査は、フォローアップ計画書に基づき、次のことに留意して実施する。

- ア 現地調査は、評価書に記載した予測条件及び現地調査の調査条件と類似の条件で行うように努める。
- イ 既存資料の整理・解析に当たっては、直近の資料を得るように努める。
- ウ 計画した調査地域以外に影響が及ぶことが明らかに認められる場合には、その地域も調査地域とし、必要に応じて調査地点を追加する。

(4) 調査結果の検証

調査を実施した後は、調査結果について、評価書に記載した予測結果及び評価の指標と対比するとともに、予測条件の状況なども併せて対比して整理し、調査結果と予測結果を比較検証する。

その結果、調査結果が予測結果と異なった場合には、その原因を考察するとともに、調査結果においてマイナス影響が著しいと認められる場合又はプラス影響が乏しいと認められる場合には、必要に応じて、ミティゲーションの再検討を行い、ミティゲーションの追加実施等を行う。

(5) フォローアップ報告書の作成

調査を実施し、その調査結果を検証した後、それらの内容を記載したフォローアップ報告書を作成することとする。

フォローアップ報告書の作成に当たって特に留意すべき事項は、次のとおりである。

ア 対象の内容

対象事項の内容について、具体化した最新の内容を踏まえて記述する。

イ フォローアップの進行状況

調査の進行状況は、全てのフォローアップ報告書の調査項目、報告書提出時期等を一覧できるように整理した工程表を作成して添付する。

ウ 調査の結果

- ① 調査地域、調査地点及び調査の対象とした機関等は、必要に応じてそれらを明示した地図や組織図等を掲載し、分かりやすく記述する。
- ② 調査に使用した計測機器などを具体的に記述し、必要に応じて調査条件の状況について図や写真等を用いて記述する。
- ③ 調査結果が予測結果と異なった場合等は、その原因を考察し、考察内容を記述する。

エ 対象事項に係る苦情

都民等から苦情が寄せられた場合は、その内容及び対応の状況を簡潔に記述する。

オ その他

- ① 複数の調査項目について、調査結果を併せて報告する場合は、調査項目ごとに事後調査の結果を記載する。
- ② 評価書で予測・評価を行わなかった項目について、予測対象事項に係る項目の追加調査等を行った場合は、予測結果との比較検証を除き、予測した項目に準じて記載し、必要に応じて規制値等との比較を行う。

5 フォローアップ図書の作成手順

次に掲げるフォローアップ図書については、それぞれの構成基準に従って作成する。

なお、フォローアップ報告書については、複数の調査項目において、調査時点が一致し、又は近似する場合は、それらの調査結果を合わせて報告書を作成することができることとし、調査期間が長期にわたる調査項目等については、他の調査項目とは別に報告書を作成して提出することができることとする。

(1) フォローアップ計画書の構成基準

次に掲げる事項について、次に掲げる順序に従い記載すること。

ア 東京2020大会の正式名称

イ 東京2020大会の目的

ウ 東京2020大会の概要

エ 対象の目的及び内容

オ フォローアップ計画

東京2020大会の大会開催前、大会開催中及び大会開催後の該当区分ごとのフォローアップを実施する項目、事項、時点、地域及び調査手法

カ フォローアップの実施者

キ その他

- ① 東京2020大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業についての実施段階環境アセスメント及びフォローアップ実施予定又は経過
- ② 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所（いずれも法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) フォローアップ報告書の構成基準

次に掲げる事項について、次に掲げる順序に従い記載すること。

ア 東京2020大会の正式名称

イ 東京2020大会の目的

ウ 東京2020大会の概要

エ 対象の目的及び内容

オ 調査結果の概略

カ フォローアップの実施者

キ その他

- ① 東京2020大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業についての実施段階環境アセスメント及びフォローアップ実施予定又は経過

- ② 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所（いずれも法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ク 調査の結果

- ① 調査地域
- ② 調査手法
- ③ 調査結果

(競技施設一覽)

No.	施設名称	建設区分	所在地	競技	
1	新国立競技場 (オリンピックスタジアム)	計画中	東京都新宿区霞ヶ丘町10番地2	オリンピック	開会式/閉会式、陸上競技、サッカー
				パラリンピック	開会式/閉会式、陸上競技
2	東京体育館	既存	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目17番1号	オリンピック	卓球
				パラリンピック	卓球
3	国立代々木競技場	既存	東京都渋谷区神南二丁目1番1号	オリンピック	ハンドボール
				パラリンピック	バドミントン、ウィルチェアラグビー
4	日本武道館	既存(改修工事有)	東京都千代田区北の丸公園2番3号	オリンピック	柔道
				パラリンピック	柔道
5	皇居外苑	仮設	東京都千代田区皇居外苑	オリンピック	自転車競技(ロード・レース スタート/ゴール)
				パラリンピック	—
6	東京国際フォーラム	既存	東京都千代田区丸の内三丁目5番1号	オリンピック	ウェイトリフティング
				パラリンピック	パワーリフティング
7	国技館	既存	東京都墨田区横網一丁目3番28号	オリンピック	ボクシング
				パラリンピック	—
8	有明アリーナ	新設	東京都江東区有明一丁目(有明北地区)	オリンピック	バレーボール(インドア)
				パラリンピック	車椅子バスケットボール(決勝)
9	有明体操競技場	仮設	東京都江東区有明(有明北地区)	オリンピック	体操
				パラリンピック	ポッチャ
10	有明BMXコース	仮設	東京都江東区有明(有明北地区)	オリンピック	自転車競技(BMX)
				パラリンピック	—
11	有明テニスの森	既存(改修工事有)	東京都江東区有明二丁目2番22号	オリンピック	テニス
				パラリンピック	車いすテニス
12	お台場海浜公園	仮設	東京都港区台場一丁目	オリンピック	トライアスロン、水泳(マラソン10km)
				パラリンピック	トライアスロン
13	潮風公園	仮設	東京都品川区東八潮1番地	オリンピック	バレーボール(ビーチバレーボール)
				パラリンピック	—
14	大井ホッケー競技場	新設	東京都品川区八潮四丁目1番19号 東京都大田区東海一丁目	オリンピック	ホッケー
				パラリンピック	—
15	海の森クロスカントリーコース	仮設	東京都江東区青海三丁目地先側	オリンピック	馬術(総合馬術・クロスカントリー)
				パラリンピック	—
16	海の森水上競技場	新設	東京都江東区青海三丁目地先	オリンピック	カヌー(スプリント)、ボート
				パラリンピック	ボート、カヌー
17	カヌー・スローム会場	新設	東京都江戸川区臨海町六丁目1番	オリンピック	カヌー(スローム)
				パラリンピック	—
18	夢の島公園	新設	東京都江東区夢の島二丁目地内	オリンピック	アーチェリー
				パラリンピック	アーチェリー
19	オリンピックアクアティクスセンター	新設	東京都江東区辰巳二丁目1番35号	オリンピック	水泳(競泳、飛込、シンクロナイズドスイミング)
				パラリンピック	水泳
20	東京辰巳国際水泳場	既存	東京都江東区辰巳二丁目8番10号	オリンピック	水泳(水球)
				パラリンピック	—
21	馬事公苑	既存(改修工事有)	東京都世田谷区上用賀二丁目1番1号	オリンピック	馬術(馬場馬術、総合馬術、障害馬術)
				パラリンピック	馬術
22	武蔵野の森総合スポーツ施設	計画中	東京都調布市飛田給一丁目1番41号	オリンピック	バドミントン、近代五種(フェンシング)
				パラリンピック	車椅子バスケットボール
23	東京スタジアム	既存	東京都調布市西町376番地3	オリンピック	サッカー、近代五種(水泳、総合馬術、ランニング、射撃)、7人制ラグビー
				パラリンピック	—
24	さいたまスーパーアリーナ	既存	埼玉県さいたま市中央区新都心8番地	オリンピック	バスケットボール
				パラリンピック	—
25	陸上自衛隊朝霞訓練場	仮設	東京都練馬区大泉学園町九丁目4番	オリンピック	射撃
				パラリンピック	射撃
26	霞ヶ関カントリー倶楽部	既存	埼玉県川越市笠幡3398番地	オリンピック	ゴルフ
				パラリンピック	—
27	幕張メッセ	既存	千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目1番地	オリンピック	フェンシング、テコンドー、レスリング
				パラリンピック	ゴールボール、シッティングバレーボール、テコンドー、車いすフェンシング

28	江の島ヨットハーバー	既存	神奈川県藤沢市江の島一丁目12番地2	オリンピック パラリンピック	セーリング —
29	伊豆ベロドローム	既存	静岡県伊豆市大野1826番地	オリンピック パラリンピック	自転車競技(トラック・レース) 自転車競技(トラック・レース)
30	伊豆マウンテンバイクコース	既存	静岡県伊豆市大野1826番地	オリンピック パラリンピック	自転車競技(マウンテンバイク) —
31	札幌ドーム	既存	北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1番地	オリンピック パラリンピック	サッカー —
32	宮城スタジアム	既存	宮城県宮城郡利府町菅谷字館40-1	オリンピック パラリンピック	サッカー —
33	埼玉スタジアム2002	既存	埼玉県さいたま市緑区中野田500	オリンピック パラリンピック	サッカー —
34	横浜国際総合競技場	既存	神奈川県横浜市港北区小机町3300	オリンピック パラリンピック	サッカー —
—	調整中			オリンピック パラリンピック	— 自転車競技(ロード・レース)、5人制サッカー
	選手村	新設	東京都中央区晴海五丁目地内	オリンピック パラリンピック	選手村 選手村
	東京ビッグサイト	既存(改修工事有)	東京都江東区有明三丁目11番1号	オリンピック パラリンピック	IBC/MPC IBC/MPC

(平成28年6月現在)

【問合せ先】

部署名	東京都環境局総務部環境政策課
住所	東京都新宿区西新宿2-8-1
電話	03-5388-3526
FAX	03-5388-1377